

第一章 総則 第一条 破産手続開始の申立て（第三十五条 第二十九条） 第二章 破産手続開始の決定 第二節 破産手続開始の効果（第三十三条） 第三章 破産手続の機関 第一節 破産管財人 第一款 破産管財人の選任及び監督（第七十 四条—第七十七条） 第二款 別除権（第六十五条・第六十六条 条） 第四章 破産債権 第一節 破産債権者の権利（第九十七条—第 百十一条） 第二節 破産債権の届出（第一百十一条—第 一百四十二条） 第三節 破産債権の調査及び確定（第一 款 通則（第一百五十五条・第一百六十二条） 第二款 書面による破産債権の調査（第一百 七十七条—第一百二十条） 第四款 破産債権の確定（第一百二十四条 条） 第五章 租税等の請求権等についての特例 第一款 債権者集会及び債権者委員会（第 一百三十四条） 第二款 免責手続（第二百四十八条—第二百 四十三条）	第六章 財團債権 第五百四十七条 第七章 破産財団の換価 第一節 法人の役員の責任の追及等（第七 十七条—第一百八十三条） 第二節 担保権の消滅（第一百八十六条—第 一百九十二条） 第八章 配当 第一節 通則（第一百九十三条・第一百九十四 条） 第二節 最後配当（第一百九十五条—第二百三 十二条） 第三節 簡易配当（第二百四条—第二百七 一条） 第四節 同意配当（第一百八条） 第五節 中間配当（第一百九条—第二百十四 条） 第九章 破産手続の終了（第二百十六条—第 二百二十二条） 第十章 相続財産の破産等に関する特則 第一節 相続財産の破産（第二百二十二条—第 二百三十七条） 第二節 相続人の破産（第二百三十八条—第 二百四十二条） 第三節 受遺者の破産（第二百四十三条—第 二百四十四条） 第十一章 外国倒産処理手続がある場合の特 則 第十二章 免責手続及び復権（平成八年法律第 一百四十五条—第一百四十七条） 第十四章 嘴則 第一節 法人の役員の責任の追及等（第七 十七条—第一百八十三条） 第二節 担保権の消滅（第一百八十六条—第 一百九十二条） 第十五章 第二章 第二節 の規定により行使することができる 第二節 别除権（第一百四十四条—第一百 四十三条）
--	---

第二款 債権者委員会（第一百四十四条—第 一百四十七条）

第五章 財團債権（第一百四十八条—第一百五 十二条）

第六章 破産財団の管理（第一百五十三条—第 一百五十九条）

第七章 破産財団の換価（第一百五十三条—第 一百五十九条）

第八章 配当（第一百九十三条・第一百九四十 条）

第九章 破産手続の終了（第二百十六条—第 二百二十二条）

第十章 相続財産の破産等に関する特則（第 二百三十七条—第二百四十二条）

第十一章 外国倒産処理手続がある場合の特 則（平成八年法律第一百四十五条—第一百四 七条）

第十二章 免責手續及び復権（第二百四十八 条—第二百四十九条）

第十四章 嘴則（二百六十五条—二百七十 七条）

第十五章 第二章 第二節 の規定により行使することができる

第二節 復権（二百五十五条・二百五十
六条）

第一条 この法律において「別除権」とは、別除権を有する者をいう。

第二条 この法律において「破産手続」とは、次章以下（第十二章を除く。）に定めるところにより、債務者の財産又は相続財産若しくは信託財産を清算する手続をいう。

第三条 「破産管財人」とは、債務者でこの法律において「破産事件」とは、破産手続に係る事件をいう。

第四条 この法律において「破産裁判所」とは、破産事件が係属している地方裁判所をいう。

第五条 この法律において「破産債権者」とは、債務者でこの法律において「破産事件」に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権（第九十七条各号に掲げる債権を含む。）であつて、財團債権に該当しないものをいう。

第六条 この法律において「破産債権」とは、破産手続による債務者に対する債権を有する債権者をいいう。

第七条 この法律において「破産債権者」とは、破産手続によらないで破産財団から随时弁済を受けることができる債権をいう。

第八条 この法律において「財團債権者」とは、財團債権を有する債権者をいう。

第九条 この法律において「支払不能」とは、債務者が、債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態（信託財産による支払能力が、支払能力を欠くために、受託者が、信託財産による支払能力を欠くために、信託財産責任負担債務（信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下同様。）のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態）をいう。

第十条 この法律において「保全管理人」とは、第九十一条第一項の規定により債務者の財産に関する管理を命ぜられた者をいう。

第十一条 この法律において「破産管財人」とは、破産手続において破産財団に属する財産の管理及び处分をする権利を有する者をいう。

第十二条 この法律において「保全管理人」とは、第九十一条第一項の規定により債務者の財産に関する管理を命ぜられた者をいう。

第十三条 この法律において「破産管財人」とは、破産手続において破産財団に属する財産の管理及び处分をする権利が専属するものをいう。

第十四条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」という。）及び同章第二節の規定による復権の手続（以下この章において「破産手続等」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第十五条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第十六条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第十七条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第十八条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第十九条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第二十条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第二十一条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第二十二条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第二十三条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第二十四条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第二十五条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第二十六条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第二十七条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第二十八条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第二十九条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第三十条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第三十一条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第三十二条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第三十三条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第三十四条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第三十五条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第三十六条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第三十七条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第三十八条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第三十九条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第四十条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第四十一条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第四十二条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第四十三条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第四十四条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第四十五条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第四十六条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第四十七条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第四十八条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第四十九条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第五十条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第五十一条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第五十二条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第五十三条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第五十四条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第五十五条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第五十六条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第五十七条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第五十八条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第五十九条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

第六十条 この法律において「外国人」は、破産手続第二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」と総称する。）に関する日本人又は日本法人との同一の地位を有する（外国人の地位）。

2 前項の規定による管轄裁判所がないときは、破産事件は、債務者の財産の所在地（債権について、裁判上の請求をすることができる地）を管轄する地方裁判所が管轄する。

3 前二項の規定にかかるらず、法人が株式会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項、第八十三条第二項第二号及び第三項並びに第一百六十二条第二項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条及び第一百六十二条第二項第二号ロにおいて「親法人」という。）について破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「破産事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社（以下この条及び第一百六十二条第二項第二号ロにおいて「子株式会社」という。）についての破産手続開始の申立ては、親法人の破産事件等が係属している地方裁判所が管轄するべきであることが、子株式会社について破産事件等が係属しているときにおける親法人についての破産手続開始の申立ては、子株式会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

4 株式会社又は親法人及び子株式会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子株式会社とみなして、前項の規定を適用する。

5 第一項及び第二項の規定にかかるらず、株式会社が最終事業年度について会社法第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の法人に係る連結計算書類（同条第一項に規定する連結計算書類をいう。）を作成し、かつ、当該株式会社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について破産事件等が係属しているときにおける当該他の法人についての破産手続開始の申立ては、当該株式会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。当該他の法人について破産事件等が係属しているときにおける当該株式会社についての破産手続開始の申立ては、当該他の法人の破産事件等が係属している地方裁判所にてもすることができる。

6 第一項及び第二項の規定にかかるらず、法人について破産事件等が係属している場合における

申立ては、当該法人の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。法人の代表者について破産事件又は再生事件が係属している場合における当該法人についての破産手続開始の申立ては、当該法人の代表者の破産事件又は再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

7 第一項及び第二項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる者のうちいずれか一人について破産事件が係属しているときは、それぞれ当該各号に掲げる他の者についての破産手続開始の申立ては、当該破産事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

8 三 夫婦
第一項及び第二項の規定にかかるらず、破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者の数が五百人以上であるときは、これらの規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、破産手続開始の申立てをすることができる。

9 第一項及び第二項の規定にかかるらず、前項に規定する債権者の数が千人以上であるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、破産手続開始の申立てをすることができる。

10 第一項の規定により二以上の地方裁判所が管轄を有するときは、破産事件は、先に破産手続開始の申立てがあった地方裁判所が管轄する。

二 債務者の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所
三 第五条第二項に規定する地方裁判所
四 次のイからハまでのいずれかに掲げる地方裁判所
イ 第五条第三項から第七項までに規定する地方裁判所
ロ 破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者（破产手続開始の決定後においては、破産債権者ハにおいて同じ。）の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所
ハ ロに規定する債権者の数が千人以上であるときは、第五条第九項に規定する地方裁判所
五 第五条第三項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する地方裁判所に破産事件が係属しているときは、同条第一項又は第二項に規定する地方裁判所
六 第八条 破産手続等に関する裁判は、口頭弁論等（任意的口頭弁論等）
七 第九条 破産手続等に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。
（公報等）
八 第十条 この法律の規定による公告は、官報に掲載してする。
九 公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

（事件に関する文書の閲覧等）
二 債務者の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所
三 第十一条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む。次条第一項において「文書等」という。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び第十二条第一項において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。
四 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。
五 利害関係人は、裁判所書記官に對し、文書等の複製を許さなければならない。（ファイル記録事項の閲覧等）
六 第十二条の二 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、この法律の規定に基づき裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（次項及び第三項並びに次条を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録された事項（以下この条及び第十二条第六項において「ファイル記録事項」という。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したもののが閲覧を請求することができる。
七 第十三条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、ファイル記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法による複写を請求することができる。
八 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、ファイル記録事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又はファイル記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式

で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定められた方法により当該電磁的記録の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(事件に関する事項の証明)

第十一條の三 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものと最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(事件に関する事項の証明)

第十一條の四 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、これららの規定による請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 債務者以外の利害関係人 第二十四条第一項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第二項の規定による保全処分、第九十一条第二項に規定する保全管理命令、第七十七条第二項の規定による保全処分又は破産手続開始の申立てについての裁判の申立てに係る口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日若しくは裁判の裁判の前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

(支障部分の閲覧等の制限)
第十二条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この項から第三項までにおいて「閲覧等」という。)を行うことにより、破産財団(破産手続開始前に

あつては、債務者の財産)の管理又は換価に著しい支障を生ずるおそれがある部分(以下この項から第三項までにおいて「支障部分」といいう。)があることにつき疎明があつた場合には、記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(事件に関する事項の証明)

第十一條の三 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(事件に関する事項の証明)

第十一條の四 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、これららの規定による請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 債務者以外の利害関係人 第二十四条第一項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第二項の規定による保全処分、第九十一条第二項に規定する保全管理命令、第七十七条第二項の規定による保全処分又は破産手続開始の申立てについての裁判の申立てに係る口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日若しくは裁判の裁判の前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

(支障部分の閲覧等の制限)
第十二条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この項から第三項までにおいて「閲覧等」という。)を行うことにより、破産財団(破産手続開始前に

あつては、債務者の財産)の管理又は換価に著しい支障を生ずるおそれがある部分(以下この項から第三項までにおいて「支障部分」といいう。)があることにつき疎明があつた場合には、記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(最高裁判所規則)

第十四条 この法律に定めるもののほか、破産手続等に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めることとする。

第二章 破産手続の開始

第一節 破産手続開始の申立て

(破産手続開始の原因)

第十五条 債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第三十条第一項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

(法人的破産手続開始の原因)

第十六条 債務者が法人である場合に於いては、同項の申立てをした者を除く。次項において同じ。)は、支障部分の閲覧等の請求をすること

(破産手続開始の申立ての方式)

第十七条 債務者についての外國で開始された手続で破産手続に相当するものがある場合には、当該債務者に破産手続開始の原因となる事実があるものと推定する。

(破産手続開始の申立て)

第十八条 債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(破産手続開始の申立て)

第十九条 債権者が破産手続開始の申立てをするとき

(民事訴訟法の準用)

第二十条 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関する事実を疎明しなければならない。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 前条第一項の書面(以下この条において「破産手続開始の申立て」という。)に同項に規定する事項が記載されていない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命ずる处分をしなければならない。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い破産手続開始の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

(民事訴訟法の準用)

第二十二条 前条第一項の書面(以下この条において「破産手続開始の申立て」という。)に同項に規定する事項が記載されていない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命ずる处分をしなければならない。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い破産手続開始の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

(民事訴訟法の準用)

第二十三条 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関する事実を疎明しなければならない。

(民事訴訟法の準用)

第二十四条 次の各号に掲げる法人については、そ

(民事訴訟法の準用)

第二十五条 次の各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(民事訴訟法の準用)

る。この場合において、同法第一百三十二条の十二第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書き」(以下この項において「第五十四条第一項ただし書き」といいう。)がある場合には、「弁護士に限る。」又は「保全管理人代理若しくは保全管理人代理として選任を受けた者」と、「当該委任」とあるのは、「弁護士に限る。」又は「保全管理人代理若しくは保全管理人代理として選任を受けた者」と、「当該委任」とあるのは、「弁護士に限る。」又は「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第十四条 この法律に定めるもののほか、破産手続等に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めることとする。

第二章 破産手続開始の申立て

第一節 破産手続開始の申立て

(破産手続開始の原因)

第十五条 債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第三十条第一項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

(法人的破産手続開始の原因)

第十六条 債務者が法人である場合に於いては、同項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人(同項の申立てをした者を除く。次項において同じ。)は、支障部分の閲覧等の請求をすること

(破産手続開始の申立て)

第十七条 債務者についての外國で開始された手続で破産手続に相当するものがある場合には、当該債務者に破産手続開始の原因となる事実があるものと推定する。

(破産手続開始の申立て)

第十八条 債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(破産手続開始の申立て)

第十九条 債権者が破産手続開始の申立てをするとき

(民事訴訟法の準用)

第二十条 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関する事実を疎明しなければならない。

(民事訴訟法の準用)

第二十二条 前条第一項の書面(以下この条において「破産手続開始の申立て」という。)に同項に規定する事項が記載されていない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命ずる处分をしなければならない。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い破産手続開始の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

(民事訴訟法の準用)

第二十三条 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関する事実を疎明しなければならない。

(民事訴訟法の準用)

第二十四条 次の各号に掲げる法人については、そ

(民事訴訟法の準用)

第二十五条 次の各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十六条 次の各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十七条 次の各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十八条 次の各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(民事訴訟法の準用)

二 株式会社又は相互会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第五項に規定する相互会社をいう。)百五十三条第六項第三号において同じ。)取締役(取締役等に就く者)と、同項第二号中「第二条」とあるのは、「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

第二章 破産手続開始の申立て

(最高裁判所規則)

第十四条 この法律に定めるもののほか、破産手続等に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めることとする。

第二章 破産手続開始の申立て

第一節 破産手続開始の申立て

(最高裁判所規則)

第十五条 債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第三十条第一項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

(法人的破産手続開始の原因)

第十六条 債務者が法人である場合に於いては、同項の申立てをした者を除く。次項において同じ。)は、支障部分の閲覧等の請求をすること

(破産手続開始の申立て)

第十七条 債務者についての外國で開始された手続で破産手続に相当するものがある場合には、当該債務者に破産手続開始の原因となる事実があるものと推定する。

(破産手続開始の申立て)

第十八条 債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(破産手続開始の申立て)

第十九条 債権者が破産手続開始の申立てをするとき

(民事訴訟法の準用)

第二十条 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関する事実を疎明しなければならない。

(民事訴訟法の準用)

第二十二条 前条第一項の書面(以下この条において「破産手続開始の申立て」という。)に同項に規定する事項が記載されていない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命ずる处分をしなければならない。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い破産手続開始の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

(民事訴訟法の準用)

第二十三条 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関する事実を疎明しなければならない。

(民事訴訟法の準用)

第二十四条 次の各号に掲げる法人については、そ

(民事訴訟法の準用)

第二十五条 次の各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十六条 次の各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十七条 次の各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 4 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。
- 5 裁判所は、第三項の異議の申立てがあつた場合において、破産手続開始の申立て書に第一項の処分において補正を命じた不備以外の不備があると認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該不備を補正すべきことを命じなければならない。
- 6 第一項又は前項の場合において、破産手続開始の申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、破産手続開始の申立て書を却下しなければならない。
- 7 前項の命令に対しても、即時抗告をすることができる。

- 第二十二条 破産手続開始の申立てをするときは、申立人は、破産手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。**
- 2 費用の予納に関する決定に対しても、即時抗告をすることができる。
- 第二十三条 破産手続開始の申立てをするときは、申立人の資力、破産財団となるべき財産の状況その他の事情を考慮して、申立人及び利害関係人の利益の保護のため特に必要と認めるときは、破産手続の費用を仮に国庫から支弁することができる。職権で破産手続開始の決定をした場合も、同様とする。**
- 2 前条第一項の規定は、前項前段の規定により破産手続の費用を仮に国庫から支弁する場合は、適用しない。
- (他の手続の中止命令等)
- 第二十四条** 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる手続又は第六号に掲げる処分についてはその手続の申立人である債権者又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、第五号に掲げる責任制限手続については責任制限手続開始の決定がされていない場合に限る。
- 1 債務者の財産に対しても既にされている強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権(商法(明治三十二年法律第四十八号)又は会社法の規定によるもの)を除く)による競売(以下この節において

- て「強制執行等」という。)の手続で、債務者につき破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権者しくは財團債権となるべきもの(以下この項及び次条第八項において「破産債権等」という。)に基づくもの又は破産債権等を被担保債権とするもの
- 二 債務者の財産に対して既にされている企業担保権の実行手続で、破産債権等に基づくもの**
- 三 債務者の財産関係の訴訟手続**
- 四 債務者の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続**
- 五 債務者の責任制限手続(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)第三章又は船舶油濁等損害賠償保険法(昭和五十年法律第九十五号)第五章、同法第四十三条第五項において準用する同法第三十一条及び第三十二条並びに同法第四十三条第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第三章(第九条、第十条、第十六条及び第五十四条を除く。)若しくは船舶油濁等損害賠償保険法第五十五条において準用する同法第三十一条及び第三十二条並びに同法第五十五条第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第三章(第九条、第十条、第六条、第四節及び第五十四条を除く。)の規定による責任制限手続をいう。第二百六十三條及び第二百六十四条第一項において同じ。)の手続(昭和四十四年法律第四十六号。第一百三十五条及び第二百五十三条第四項において「租税条約等実施特別法」という。)第十一条第一項に規定する共助対象外国租税をいり、債務者の財産に対して既にされている共助対象外国租税(租税条約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等)に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。第一百三十五条及び第二百五十三条第四項において「租税条約等実施特別法」という。)第十一条第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。)の請求権に基づき國稅滞納処分の例によつてする処分(以下「外國租稅滯納処分」といふ。)で、破産債権等に基づくもの**
- 二** 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
- 三** 裁判所は、第九十二条第二項に規定する保全管理命令が発せられた場合において、債務者の財産の管理及び処分をするために特に必要があると認めるときは、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第三項の規定により中止した強制執行等の手続又は外国租稅滞納処分の取消しを命ずることができる。
- 四** 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 五** 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 六** 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書(第十三条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により作成された電磁的記録であつて、第十三条において準用する同法第二百二十一条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。以下同じ。)を当事者に送達しなければならない。
- 七** 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

- 八** 包括的禁止命令が発せられたときは、破産債権等(当該包括的禁止命令により強制執行等又は国稅滞納処分が禁止されているものに限る。)については、当該包括的禁止命令が効力を失つた日の翌日から二月を経過する日までの間は、即時抗告をすることができる。
- 九** 包括的禁止命令(当該包括的禁止命令により強制執行等又は国稅滞納処分が禁止されているものに限る。)に通知しなければならない。
- 十** 前項においては、当該包括的禁止命令が効力を失つた日の翌日から二月を経過する日までの間、全ての債権者に對し、債務者の財産に対する強制執行等及び國稅滯納処分(國稅滯納処分は、利害關係人の申立てにより又は職権で、破産手續開始の申立てにつき決定があるまでの間の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるとき)の規定によりアファイルに記録されたものをいう。以下同じ。)を当事者に送達しなければならない。
- 十一** 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 十二** 前項の規定による公告及び送達等(包括的禁止命令に関する公告及び送達等)
- 第十五条** 裁判所は、破産手續開始の申立てがあつた場合において、前条第一項第一号又は第六号の規定による中止の命令によつては破産手續の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるとき(手續開始の申立てにより又は職権で、破産手續開始の申立てにつき決定があるまでの間、全ての債権者に對し、債務者の財産に対する強制執行等及び國稅滯納処分(國稅滯納処分は、利害關係人の申立てにより又は職権で、破産手續開始の申立てにつき決定があるまでの間の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるとき)の規定によりアファイルに記録されたものをいう。以下同じ。)を当事者に送達しなければならない。
- 第十六条** 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その旨を公告し、その電子裁判書を債務者(保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人。次項において同じ。)及び申立てに送達し、かつ、その決定の主文を知っている債権者及び債務者(保全管理人が選任されている場合に限る。)に通知しなければならない。
- 第十七条** 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、債務者に対する電子裁判書の例による処分を含み、交付要求を除く。以下同じ。)の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、債務者の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第九十二条第二項に規定する保全管理制度をした場合に限る。

- 第十八条** 前項の規定による禁止の命令(以下「包括的禁止命令」という。)を発する場合において、裁判所は、相当と認めるときは一定の範囲に属する強制執行等又は國稅滯納処分を包括的禁止命令の対象から除外することができる。債務者の財産に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該債権者の申立てにより、当該債権者に限り当該包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合において、当該債権者は、債務者の財産に対する強制執行等をすることができる。当該包括的禁止命令が発せられた前に当該債権者がした強制執行等の手続で第二十五条第三項の規定により中止されてしまふのは、続行する。
- 第十九条** 前項の規定は、裁判所が國稅滯納処分を行ふ者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認める場合について準用する。
- 第二十条** 裁判所は、第九十二条第二項に規定する保全管理命令が発せられた場合において、債務者の財産の管理及び処分をするために特に必要があると認めるときは、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第一項の規定により中止されてしまふのは、続行する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）次項及び第六項において同じ。の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十五条第八項の規定について、同項中「当該包括的禁止命令が効力を失った日」とあるのは、「第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による解除の決定があつた日」とする。

4 第一項の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第一項の申立てについての裁判及び第四項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
 （債務者の財産に関する保全処分）

第二十八条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があつた場合の間、債務者の財産に関し、その財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

裁判所は、前項の規定による保全処分を变更し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 裁判所が第一項の規定により債務者が債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合には、債権者は、破産手続の関係においては、当該保全処分に反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、債権者が、その行為の当時、当該保全処分がされたことを知っていたときに限る。

（破産手続開始の申立ての取下げの制限）

第二十九条 破産手続開始の申立てをした者は、破産手続開始の決定前に限り、当該申立てを取

り下げることができる。この場合において、二十四条第一項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、前条第一項の規定による保全処分、第九十一条第二項に規定する保全管理命令又は第一百七十二条第一項の規定による保全処分がされた後は、裁判所の許可を得なければならぬ。

第二節 破産手続開始の決定

第三十条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

一 破産手続の費用の予納がないとき（第二十条第一項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）。

二 不當な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

三 第二十九条第一項の規定により定めた期間又は（破産手続開始の決定と同時に定めるべき事項等）

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

第三十一条 裁判所は、破産手続開始の決定とともに掲げる事項を公告しなさい。

（破産手続開始の公告等）

第三十二条 裁判所は、破産手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 破産手続開始の決定の主文

二 破産管財人の氏名又は名称

三 前条第一項の規定により定めた期間又は（破産手続開始の公告等）

期日

四 破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対する債務を負担する者（第三項第二号において「財産所持者等」という。）は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨

五 第二百四条第一項第二号の規定による簡易配当をすることが相当と認められる場合にあつては、簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し前条第一項第三号の期間の満了時又は同号の期日の終了時までに異議を述べるべき旨

六 条第二項の場合にあっては、破産債権の調査をするための期日

2 前項第一号及び第三号の規定にかかるらず、裁判所は、破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがあると認めるときは、同項第一号の期間並びに同項第三号の期間及び期日を定めないと認める。

3 前項の場合において、裁判所は、破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがなくなつたと認めるときは、速やかに、第一項第一号の期間及び期日を定めないと認める。

4 第一項第二号の規定にかかるらず、裁判所は、知れている破産債権者の数その他の事情を

考慮して財産状況報告集会を招集することを相 当でないと認めるときは、同号の期日を定めなければならないと認める。

三 第九十一条第二項に規定する保全管理命令があつた場合における保全管理人

四 労働組合等（破産者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、破産者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは、破産者の使用人その他の従業者の過半数を代表する者をいう。第七十八条第四項及び第一百三十六条第三項において同じ。）

5 第一項第三号及び前項第一号の規定は、前条第二項において同じ。に対する通知をせず、かつ、第一百一条、第一百十二条又は第一百十四条の規定により破産債権者（以下「届出をした破産債権者」という。）を債権者集会の期日に呼び出さない旨の決定をすることができる。

第三十三条 破産手続開始の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

4 第一項第二号並びに第三項第一号及び第二号の規定は第一項第二号に掲げる事項に変更を生じた場合について、第一項第三号及び第三項第一号の規定は第一項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（前条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）について準用する。ただし、同条第五項の決定があつたときは、知れている破産債権者に對しては、当該通知をすることを要しない。

5 第一項第二号に第三項第一号及び第二号の規定は第一項第二号に掲げる事項に変更を生じた場合について、第一項第三号及び第三項第一号の規定は第一項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（前条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）について準用する。ただし、同条第五項の決定があつたときは、知れている破産債権者に對しては、当該通知をすることを要しない。

第三十四条 破産手続開始の申立てについての裁判に對しても、即時抗告をすることができる。

3 第二十四条から第二十八条までの規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に對して前項の即時抗告があつた場合について準用する。

2 破産手続開始の決定をした裁判所は、第一項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公表し、かつ、前条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる者にその主文を通知しなければならない。ただし、第三十一条第五項の決定があつたときは、知れている破産債権者に對しては、当該通知をすることを要しない。

1 破産手続開始の申立てを棄却する決定に對して前項各号に掲げる事項のほか、第四項本文及び第五項本文において準用する次項第一号、次条第三項本文並びに第百三十九条第三項本文の規定による破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない旨をも公告しなければならない。

3 次に掲げる者には、前二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

一 破産管財人、破産者及び知れている破産債権者

第三十五条 破産者が破産手続開始の時ににおいて有する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、破産財団とする。

第三节 破産手続開始の効果

第一款 通則

2 破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権は、破産財團に属する。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる財産は、破産財團に属しない。

一 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百三十一条第三号に規定する額に二分の三を乗じた額の金銭。

二 差し押さえることができる財産（民事執行法第一百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により差し押さえが許されたもの及び破産手続開始後に差し押さえることができるようになつたものは、この限りでない。

裁判所は、破産手続開始の決定があつたから該決定が確定した日以後一月を経過する日までの間、破産者の申立てにより又は職權で、決定で、破産者の生活の状況、破産手続開始の時において破産者が有してい前項各号に掲げた財産の種類及び額、破産者が収入を得る見込みその他の事情を考慮して、破産財團に属しない財産の範囲を拡張することができる。

裁判所は、前項の決定をするに当たつては、破産管財人の意見を聽かなければならぬ。

6 第四項の申立てを却下する決定に対しても、破産者は、即時抗告をすることができる。

7 第四項の決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を破産者及び破産管財人に送達しなければならない。

この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（法人の存続の擬制）

第三十五条 他の法律の規定により破産手続開始の決定によつて解散した法人又は解散した法人で破産手続開始の決定を受けたものは、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなす。

（破産者の事業の継続）

第三十六条 破産手続開始の決定がされた後であつても、破産管財人は、裁判所の許可を得て、破産者の事業を継続することができる。

（破産者の居住に係る制限）

第三十七条 破産者は、その申立てにより裁判所の許可を得なければ、その居住地を離れることができない。

2 前項の申立てを却下する決定に対しても、破産者は、即時抗告をすることができる。

2 第二項の規定による引致を命ずることができる。

3 前二項の規定による引致は、引致状を発してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による引致を命ずる所は、破産手続開始の決定をする前でも、債務者の引致を命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定は、第一項及び第二項の規定による引致について準用する。

（破産者に準ずる者の準用）

第三十九条 前二条の規定は、破産者の法定代理人及び支配人並びに破産者の理事、取締役、執行役及びこれらに準ずる者について準用する。

（破産者等の説明義務）

第四十条 次に掲げる者は、破産管財人若しくは第百四十四条第二項に規定する債権者委員会の請求又は債権者集会の決議に基づく請求があつたときは、破産に関し必要な説明をしなければならない。ただし、第五号に掲げる者については、裁判所の許可がある場合に限る。

1 破産者の代理人

2 破産者の代理人

3 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

4 前号に掲げる者に準ずる者

5 破産者の従業者（第二号に掲げる者を除く。）

2 前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であった者について準用する。

（他の手続の失効等）

第四十二条 破産手続開始の決定があつた場合に、破産財團に属する財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、一般的の先取特権の実行、企業担保権の実行又は外国租税滞納処分で、破産債権若しくは財團債権に基づくもの又は破産債権若しくは財團債権を被担保債権とするものは、することができない。

2 前項の規定により中断した訴訟手続については、受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続する。

3 前項の場合は、相手方もすることができる。

4 破産手続が終了したときは、破産管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

5 破産者は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6 第一項の規定により中断した訴訟手続にて第二項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続する。

7 又は第四百二十四条第一項の規定により破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続する。

（債権者代位訴訟及び詐害行為取消訴訟の取扱い）

第四十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項、第四百二十三条の二及び第二項において同じ。又は第三者からの情報取得手続（同法第二百四条に規定する第三者から的情報取得手続をいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。）又は第三者からの情報取得手続（同法第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。）の申立てはすることができず、破産債権又は財團債権に基づく財産開示手続（民事執行法第一百九十六条に規定する財産開示手続をいふ。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。）又は第三者からの情報取得手続（同法第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。）の申立てはすることができず、破産債権又は財團債権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続はその効力を失う。

（国税滞納処分等の取扱い）

第四十三条 破産手続開始の決定があつた場合に、破産財團に属する財産に対する国税滞納処分（外国租税滞納処分等の取扱い）は、することができない。

2 破産財團に属する財産に対しても国税滞納処分が既にされている場合には、破産手続開始の決定は、その国税滞納処分の続行を妨げない。

3 前項の規定により中断した訴訟手続については、受継の申立ては、相手方もすることができる。

4 第一項の規定により中断した訴訟手続にて第二項の規定による受継があつた後に破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。

5 前項の場合には、破産債権者又は財團債権者において当該訴訟手続を受け継がなければならぬ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

（破産手続開始の決定前に免責許可の申

2 破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権は、破産財團に属する。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる財産は、破産財團に属しない。

一 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百三十一条第三号に規定する額に二分の三を乗じた額の金銭。

二 差し押さえることができる財産（民事執行法第一百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により差し押さえが許されたもの及び破産手続開始後に差し押さえることができるようになつたものは、この限りでない。

裁判所は、破産手続開始の決定があつた時から該決定が確定した日以後一月を経過する日までの間、破産者の申立てにより又は職權で、決定で、破産者の生活の状況、破産手続開始の時において破産者が有してい前項各号に掲げた財産の種類及び額、破産者が収入を得る見込みその他の事情を考慮して、破産財團に属しない財産の範囲を拡張することができる。

裁判所は、前項の決定をするに当たつては、破産管財人の意見を聽かなければならぬ。

6 第四項の申立てを却下する決定に対しても、破産者は、即時抗告をすることができる。

7 第四項の決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を破産者及び破産管財人に送達しなければならない。

この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（法人の存続の擬制）

第三十五条 他の法律の規定により破産手続開始の決定によつて解散した法人又は解散した法人で破産手続開始の決定を受けたものは、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなす。

（破産者の事業の継続）

第三十六条 破産手続開始の決定がされた後であつても、破産管財人は、裁判所の許可を得て、破産者の事業を継続することができる。

（破産者の居住に係る制限）

第三十七条 破産者は、その申立てにより裁判所の許可を得なければ、その居住地を離れることができない。

2 前項の申立てを却下する決定に対しても、破産者は、即時抗告をすることができる。

2 第二項の規定による引致を命ずることができる。

3 前二項の規定による引致は、引致状を発してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による引致を命ずる所は、破産手続開始の決定をする前でも、債務者の引致を命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定は、第一項及び第二項の規定による引致について準用する。

（破産者に準ずる者の準用）

第三十九条 前二条の規定は、破産者の法定代理人及び支配人並びに破産者の理事、取締役、執行役及びこれらに準ずる者について準用する。

（破産者等の説明義務）

第四十条 次に掲げる者は、破産管財人若しくは第百四十四条第二項に規定する債権者委員会の請求又は債権者集会の決議に基づく請求があつたときは、破産に関し必要な説明をしなければならない。ただし、第五号に掲げる者については、裁判所の許可がある場合に限る。

1 破産者の代理人

2 破産者の代理人

3 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

4 前号に掲げる者に準ずる者

5 破産者の従業者（第二号に掲げる者を除く。）

2 前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であった者について準用する。

（他の手続の失効等）

第四十二条 破産手続開始の決定があつた場合に、破産財團に属する財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、一般的の先取特権の実行、企

2 前項の規定による引致を命ずることができる。

3 前二項の規定による引致は、引致状を発してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による引致を命ずる所は、破産手続開始の決定をする前でも、債務者の引致を命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定は、第一項及び第二項の規定による引致について準用する。

（破産者に準ずる者の準用）

第三十九条 前二条の規定は、破産者の法定代理人及び支配人並びに破産者の理事、取締役、執行役及びこれらに準用する。

（破産者等の説明義務）

第四十条 次に掲げる者は、破産管財人若しくは第百四十四条第二項に規定する債権者委員会の請求又は債権者集会の決議に基づく請求があつたときは、破産に関し必要な説明をしなければならない。ただし、第五号に掲げる者については、裁判所の許可がある場合に限る。

1 破産者の代理人

2 破産者の代理人

3 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

4 前号に掲げる者に準ずる者

5 破産者の従業者（第二号に掲げる者を除く。）

2 前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であった者について準用する。

（他の手続の失効等）

第四十二条 破産手続開始の決定があつた場合に、破産財團に属する財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、一般的の先取特権の実行、企

2 前項の規定による引致を命ずることができる。

3 前二項の規定による引致は、引致状を発してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による引致を命ずる所は、破産手続開始の決定をする前でも、債務者の引致を命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定は、第一項及び第二項の規定による引致について準用する。

（破産者に準ずる者の準用）

第三十九条 前二条の規定は、破産者の法定代理人及び支配人並びに破産者の理事、取締役、執行役及びこれらに準用する。

（破産者等の説明義務）

第四十条 次に掲げる者は、破産管財人若しくは第百四十四条第二項に規定する債権者委員会の請求又は債権者集会の決議に基づく請求があつたときは、破産に関し必要な説明をしなければならない。ただし、第五号に掲げる者については、裁判所の許可がある場合に限る。

1 破産者の代理人

2 破産者の代理人

3 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

4 前号に掲げる者に準ずる者

5 破産者の従業者（第二号に掲げる者を除く。）

2 前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であった者について準用する。

（他の手続の失効等）

第四十二条 破産手続開始の決定があつた場合に、破産財團に属する財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、一般的の先取特権の実行、企

2 前項の規定による引致を命ずることができる。

3 前二項の規定による引致は、引致状を発してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による引致を命ずる所は、破産手続開始の決定をする前でも、債務者の引致を命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定は、第一項及び第二項の規定による引致について準用する。

（破産者に準ずる者の準用）

第三十九条 前二条の規定は、破産者の法定代理人及び支配人並びに破産者の理事、取締役、執行役及びこれらに準用する。

（破産者等の説明義務）

第四十条 次に掲げる者は、破産管財人若しくは第百四十四条第二項に規定する債権者委員会の請求又は債権者集会の決議に基づく請求があつたときは、破産に関し必要な説明をしなければならない。ただし、第五号に掲げる者については、裁判所の許可がある場合に限る。

1 破産者の代理人

2 破産者の代理人

3 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

4 前号に掲げる者に準ずる者

5 破産者の従業者（第二号に掲げる者を除く。）

2 前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であった者について準用する。

（他の手続の失効等）

第四十二条 破産手続開始の決定があつた場合に、破産財團に属する財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、一般的の先取特権の実行、企

6 第一項の規定により中断した訴訟手続について （行政手続に係属する事件の取扱い）	第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産債権者又は財団債権者は、当然訴訟手続を受継する。
第四十六条 第四十四条の規定は、破産財団に関する事件で行政手続に係属するものについて準用する。	（開始後の法律行為の効力）
第四十七条 破産者が破産手続開始後に破産財団に属する財産に関する法律行為は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。	（開始後の法律行為の効力）
2 破産者が破産手続開始の日にした法律行為は、破産手続開始後にしたものと推定する。	（開始後の法律行為の効力）
2 破産手続開始後に破産財団に属する財産に関する法律行為によらないで権利を取得しても、その権利の取得は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。	（開始後の権利取得の効力）
2 前条第二項の規定は、破産手続開始の日における前項の権利の取得について準用する。（開始後の登記及び登録の効力）	（開始後の登記及び登録の効力）
2 不動産又は船舶に關し破産手続開始前に生じた登記原因に基づき破産手続開始後にされた登記又は不動産登記法（平成十六年法律第一百二十三号）第一百五条第一号の規定による仮登記は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が破産手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでない。	（開始後の登記及び登録の効力）
2 前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登記若しくは仮登記又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用する。（開始後の破産者に対する弁済の効力）	（開始後の破産者に対する弁済の効力）
第五十条 破産手続開始後に、その事実を知らないで破産者にした弁済は、破産手続の関係においても、その効力を主張することができる。	（開始後の破産手続開始後に、その事実を知らないで破産者にした弁済は、破産手続の関係においてのみ、破産手続の関係において、その効力を主張することができる。（善意又は悪意の推定）
第五十一条 前二条の規定の適用について（三十二条第一項の規定による公告の前ににおいては、第	（善意又は悪意の推定）

2 破産手続開始前にした給付に係る請求権（善意又は悪意の推定）	（第二款 破産手続開始の効果）
2 破産手続開始後に、その事実を知って破産者にした弁済は、破産手続の限度においてのみ、破産手続の関係において、その効力を主張することができる。（善意又は悪意の推定）	（第二款 破産手続開始の効果）
第五十二条 数人が共同して財産権を有する場合において、共有者の中に破産手続開始の決定を受けた者があるときは、その共有に係る財産の分割の請求は、共有者間で分割をしない旨の定めがあるときでも、することができる。前項の場合には、他の共有者は、相当の償金を支払つて破産者の持分を取得することができると。（共有関係）	（第二款 破産手続開始の効果）
第五十三条 双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時において共にまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。前項の場合には、相手方は、破産管財人に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、破産管財人がその期間内に確答をしないときは、契約の解除をしたものとみなす。（市場の相場がある商品の取引に係る契約）	（双務契約）
第五十四条 前条第一項又は第二項の規定により解約の申入れをすることができる場合又は同法第六百四十二条第一項前段の規定により解約の申入れができる場合に限る。（夫婦財産関係における管理者の変更等）	（双務契約）
第五十五条 破産手続の開始は、破産者に属しない財産を破産財団から取り戻す権利（第六十四条及び第七十八条第二項第十三号において「取戻権」という。）に影響を及ぼさない。（運送中の物品の売主等の取戻権）	（取戻権）
第五十六条 第五十三条第一項及び第二項の規定は、債借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約について破産者の相手方が当該権利につき登記、登録その他の第三者に対する抗することができる要件を備えている場合に、は適用しない。（賃貸借契約等）	（賃貸借契約等）
第五十七条 委任者について破産手続が開始された場合において、受任者は、民法第六百五十五条の規定による破産手続開始の通知を受けず、かつ、破産手続開始の事実を知らないで委任事務を処理したときは、これによって生じた債権について、破産債権者としてその権利を行使することができる。（委任契約）	（委任契約）
第五十八条 取引所の相場その他の市場の相場がある商品の取引に係る契約であつて、その取引の性質上特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができないものについて、その時期が破産手続開始後に到来すべきときは、当該契約は、解除されたものとみなす。（市場の相場がある商品の取引に係る契約）	（取引所の相場その他の市場の相場がある商品の取引に係る契約）
第五十九条 民法第七百五十九条の規定は、配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は、前二項の規定について準用する。（夫婦財産関係における管理者の変更等）	（夫婦財産関係における管理者の変更等）
第六十条 為替手形の振出人又は裏書人について前項の規定による請求権は、破産者が有するときは、破産財団に属し、相手方が有するときは、破産債権とする。（為替手形の引受け又は支払等）	（為替手形の引受け又は支払等）
第六十一条 民法第八百三十五条の規定は、親権を行う者につき破産手続が開始された場合について準用する。（親権）	（親権）
第六十二条 破産手続の開始は、破産者に属しない財産を破産財団から取り戻す権利（第六十四条及び第七十八条第二項第十三号において「取戻権」という。）に影響を及ぼさない。（運送中の物品の売主等の取戻権）	（取戻権）
第六十三条 売主が売買の目的である物品を買主に発送した場合において、買主がまだ代金の全額を弁済せず、かつ、到達地でその物品を受け取らない間に買主について破産手続開始の決定があつたときは、売主は、その物品を取り戻すことができる。ただし、破産管財人が代金の全額を支払つてその物品の引渡しを請求することを妨げない。（運送中の物品の売主等の取戻権）	（取戻権）
第六十四条 第五十三条第一項の規定は、前項の規定によることを理由としては、破産手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。（運送中の物品の売主等の取戻権）	（取戻権）
第六十五条 第二項に定める事項について当該取引又は市場における別段の定めがあるときは、その定めに従う。（運送中の物品の売主等の取戻権）	（取戻権）
第六十六条 第二項に定める事項についてその基本契約において、その基本契約に基づいて行われるすべての同項の取引に係る契約につき生ずる第二項に規定する損害賠償の債権又は債務を差引計算して決済する旨の定めをしたときは、請求することができる。（運送中の物品の売主等の取戻権）	（取戻権）
第六十七条 第二項の規定は、物品の買入の委託を受けた問屋がその物品を委託者に発送した場合について準用する。この場合において、同項中「代金」とあるのは、「報酬及び費用」と読み替えるものとする。（運送中の物品の売主等の取戻権）	（取戻権）

第五十九条 交互通算は、当事者の一方について（二定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付に係る請求権（交互計算））	（二定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付に係る請求権（交互計算））
2 前項の双務契約の相手方が破産手続開始の申立て後破産手続開始前にした給付に係る請求権（二定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付に係る請求権（交互計算））	（二定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付に係る請求権（交互計算））
2 前項の規定は、第五十三条第一項及び第二項の規定の適用を妨げない。（運送中の物品の売主等の取戻権）	（運送中の物品の売主等の取戻権）
2 前項の規定は、第五十三条第一項及び第二項の規定の適用を妨げない。（運送中の物品の売主等の取戻権）	（運送中の物品の売主等の取戻権）
2 前項の規定は、第五十三条第一項及び第二項の規定の適用を妨げない。（運送中の物品の売主等の取戻権）	（運送中の物品の売主等の取戻権）

(代償的取戻権)
第六十四条 破産者(保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人)が破産手続開始前に取戻権の目的である財産を譲り渡した場合には、当該財産について取戻権を有する者は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。破産管財人が取戻権の目的である財産を譲り渡した場合も、同様とする。

2 前項の場合において、破産管財人が反対給付を受けたときは、同項の取戻権を有する者は、破産管財人が反対給付として受けた財産の給付を請求することができる。

第四款 別除権

別除権

第六十五条 別除権は、破産手続によらないで、行使することができる。

2 抵当権(特別の先取特権、質権又は抵当権をいう。以下この項において同じ。)の目的である財産が破産管財人による任意売却その他の事由により破産財団に属しないこととなつた場合において当該担保権がなお存続するときにおける当該担保権を有する者も、その目的である財産について別除権を有する。

(留置権の取扱い)
第六十六条 破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき存する商法又は会社法の規定による留置権は、破産財団に対しては特別の先取特権とみなす。

2 前項の特別の先取特権は、民法その他の法律の規定による他の特別の先取特権に後れる。

3 第一項に規定するもの除き、破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき存する留置権は、破産財団に対してはその効力を失う。

第五款 相殺権

(相殺権)

第六十七条 破産債権者は、破産手続開始の時ににおいて破産者に対し債務を負担するときは、破産手続によらないで、相殺をすることができる。

2 破産債権者の有する債権が破産手続開始の時ににおいて期限付若しくは解除条件付であるとき、又は第百三条第二項第一号に掲げるものであるときでも、破産債権者が前項の規定により相殺をすることを妨げない。破産債権者の負担する債務が期限付若しくは条件付であるとき、又は将来の請求権に関するものであるときも、同様とする。

(相殺に供することができる破産債権の額)
第六十八条 破産債権者が前条の規定により相殺をする場合の破産債権の額は、第百三条第二項各号に掲げる債権の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、破産債権者の有する債権が無利息債権又は定期金債権であるときは、その破産債権者は、その債権の債権額から第九十九条第一項第二号から第四号までに掲げる部分の額を控除した額の限度においてのみ、相殺をすることができる。

第六十九条 解除条件付債権を有する者による相殺

(解除条件付債権を有する者による相殺)

2 前項の規定にかかるときは、当該破産債権者は、

各号に定める額とする。

2 前項の規定にかかるときは、当該破産債権者は、

各号に定める額とする。

2 前項第二号から第四号までの規定は、これら

の規定に規定する債務の負担が次の各号に掲げ

る原因のいずれかに基づく場合には、適用しな

い。

一 法定の原因

二 支払不能であったこと又は支払の停止若し

くは破産手続開始の申立てがあつたことを破

産債権者が知つた時より前に生じた原因

三 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

四 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

五 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

六 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

七 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

八 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

九 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

十 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

十一 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

十二 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

十三 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

十四 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

十五 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

十六 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

十七 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

十八 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

十九 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

二十 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

二十一 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

二十二 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

二十三 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

二十四 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

二十五 破産手続開始の申立てがあつた時より一年

以上前に生じた原因

ことができる。ただし、破産債権者の負担する債務が弁済期にあるときに限る。

債務が弁済期にあるときに限る。

前項の規定による催告があつた場合におい

て、破産債権者が同項の規定により定めた期間内に確答をしないときは、当該破産債権者は、

破産手続の関係においては、当該破産債権についての相殺の効力を主張することができない。

第三章 破産手続の機関

第一節 破産管財人

第一款 破産管財人の選任及び監督

（破産管財人の選任）

（破産管財人の職務執行）

（数人の破産管財人の職務執行）

（数人の破産管財人の代理）

（第三者的意思表示）

（その職務を行ふ）

（裁判所の許可を得なければならない）

（その職務を行ふため、自己の責任で一人又は数人の破産管財人代理を選任することができます）

（表示は、その一人に対してすれば足りる）

（その職務を行ふため、各自単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができます）

新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却	三 営業又は事業の譲渡	四 商品の一括売却	五 借財
六 第二百三十八条第二項の規定による相続の放棄の承認、第二百四十三条において準用する同項の規定による包括遺贈の放棄の承認又は第二百四十四条第一項の規定による特定遺贈の放棄	七 動産の任意売却	八 債権又は有価証券の譲渡	九 第五十三条第一項の規定による履行の請求
十 訴えの提起（仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。））	十一 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する和解又は仲裁合意をいう。）	十二 権利の放棄	十三 財団債権 取戻権又は別除権の承認
十四 別除権の目的である財産の戻し	十五 その他裁判所の指定する行為	十六 前項の規定にかかると、同項第七号から第十四号までに掲げる行為については、次に掲げる場合に、同項の許可を要しない。	一 最高裁判所規則で定める額以下の価額を有するものに関するとき。
二 前号に掲げるもののほか、裁判所が前項の許可を要しないものとしたものに関するとき。	三 裁判所は、第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しても、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができる。	四 第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しても、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができる。	五 第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
五 第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対する抗することができない。	六 第二項の各号に掲げる行為をしようとするときは、遅滞を生ずるおそれのある場合又は第三項各号に掲げる場合を除き、破産者の意見を聽かなければならぬ。	七 第二項の各号に掲げる行為をしようとするときは、遅滞を生ずるおそれのある場合又は第三項各号に掲げる場合を除き、破産の放棄の承認、第二百四十三条において準用する同項の規定による包括遺贈の放棄の承認又は第二百四十四条第一項の規定による特定遺贈の放棄	八 動産の任意売却
第六十九条 破産管財人は、就職の後直ちに破産財団に属する財産の管理に着手しなければならない。（破産財団の管理）	第七十条 破産管財人は、就職の後直ちに破産財団に属する財産の管理に着手しなければならない。（当事者適格）	第七十一条 破産管財人は、就職の後直ちに破産財団に属する財産の管理に着手しなければならない。（破産財団の管理）	第七十二条 破産管財人は、就職の後直ちに破産財団に属する財産の管理に着手しなければならない。（破産財団の管理）

（郵便物等の管理）	第八十一条 裁判所は、破産管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは、信書の送達の事業を行う者に対し、破産者にあてた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次条及び第一百十八条第五項において「郵便物等」という。）を破産管財人に配達すべき旨を嘱託することができる。	二 裁判所は、破産者の申立てにより又は職権に配達すべき旨を嘱託することができる。	三 裁判所は、第一項に規定する信書便物等の郵便物の意見を聴いて、前項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。
（破産管財人の職務の執行の確保）	第八十二条 破産管財人は、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するため抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、裁判所の許可を得て、警察上の援助を求めることができる。	（破産管財人の注意義務）	第八十五条 破産管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。
（破産管財人の報酬）	第八十六条 破産管財人は、破産債権である給料の請求権又は退職手当の請求権を有する者に対する支給に参加するのに必要な情報を提供し、破産手続に参加するに必要な情報を提供するよう努めなければならない。	（破産管財人の報酬等）	二 破産管財人は、利害関係人に対し、連帶して損害を賠償する義務を負う。
（破産管財人の情報提供努力義務）	第八十七条 破産管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。	（破産管財人の報酬等）	（破産管財人の報酬等）

3 破産者（株式会社以外のものに限る。以下この項において同じ。）の子会社等又は破産者及びその子会社等が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該破産者の子会社等とみなす。	4 第四項の債権者集会の期日において同項の異議がなかつた場合には、第一項又は第二項の計算は、承認されたものとみなす。
5 第四項の債権者集会の期日において同項の異議がなかつた場合には、第一項又は第二項の計算は、承認されたものとみなす。	第六十九条 前条第一項又は第二項の場合には、同条第一項の破産管財人又は同条第二項の後任の破産管財人は、同条第三項の申立てに代えて、書面による計算の報告をする旨の申立てを裁判所にすることができる。
6 第四項の債権者集会の期日において同項の異議がなかつた場合には、第一項又は第二項の計算は、承認されたものとみなす。	裁判所は、前項の規定による申立てがあり、かつ、前条第一項又は第二項の規定による計算の報告書の提出があつたときは、その提出があつた旨及びその計算に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告しなければならない。この場合においては、その期間は、一ヶ月を下ることができない。
7 第四項の債権者集会の期日において同項の異議がなかつた場合には、第一項又は第二項の計算は、承認されたものとみなす。	7 第二項の期間内に前項の異議がなかつた場合には、前条第一項又は第二項の計算は、承認されれたものとみなす。
8 第四項の債権者集会の期日において同項の異議がなかつた場合には、第一項又は第二項の計算は、承認されたものとみなす。	8 第二項の期間内に前項の異議がなかつた場合には、前条第一項又は第二項の計算は、承認されれたものとみなす。

9 第二節 保全管理人	第九十条 破産管財人の任務が終了した場合には、破産管財人は、遅滞なく、計算の報告書について急迫の事情があるときは、破産管財人の任務が終了した場合には、前条第一項の後任の破産管財人又は後任の破産管財人を除く。）は、前項の後任の破産管財人が提出しなければならない。
（保全管理命令）	第九十一条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、債務者（法人である場合に限る。以下この節、第一百四十八条第四項及び第五十二条第二項において同じ。）の財産の管理及び処分が失当であるとき、その他債務者の財産の確保のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるま
（保全管理命令）	（保全管理命令）
（保全管理命令）	（保全管理命令）
（保全管理命令）	（保全管理命令）

での間、債務者の財産に関する限り、保全管理人によ
る管理を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の規定による保全管理人代理の選任につ
くする決定に対し第三十三条第一項の即時抗告があつた場合に、当該

保全管理命令において、一人又は数人の保全管
理人を選任しなければならない。

3 前二項の規定は、破産手続開始の申立てを棄
却する決定に対し第三十三条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

4 裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り
消すことができる。

5 保全管理命令及び前項の規定による決定に對
しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな
い。

(保全管理命令に関する公報及び送達)

7 裁判所は、保全管理命令を発したとき
は、その旨を公報しなければならない。保全
管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定があ
つた場合も、同様とする。

8 保全管理命令、前条第四項の規定による決定
及び同条第五項の即時抗告についての裁判があ
つた場合には、その電子裁判書を当事者に送達
しなければならない。

9 第十条第四項の規定は、第一項の場合につ
いては、適用しない。

(保全管理人の権限)

10 第九十三条 保全管理命令が発せられたときは、
債務者の財産（日本国内にあるかどうかを問わ
ない）の管理及び処分をする権利は、保全管
理人に専属する。ただし、保全管理人が債務者
の債務に属しない行為をするには、裁判所の許
可を得なければならない。

11 第九十四条 保全管理人の任務が終了した場合に
は、保全管理人は、遅滞なく、裁判所に書面に
よる計算の報告をしなければならない。

12 前項の場合において、保全管理人代理の選任につ
くする（保全管理人の任務終了の場合の報告義務）

13 第九十五条 保全管理人は、必要があるときは、
その職務を行わせるため、自己の責任で一人又
は二人（保全管理人代理）

は数人の保全管理人代理を選任することができる。

2 前項の規定による保全管理人代理の選任につ
いては、裁判所の許可を得なければならない。

3 第九十六条 第四十一条の規定は保全管理人の請求
について、第四十七条、第五十条及び第五十一
条の規定は保全管理命令が発せられた場合につ
いて、第七十四条第二項、第七十五条、第七十
六条、第七十九条、第八十条、第八十二条から
第八十五条まで、第八十七条第一項及び第二項
並びに第九十条第一項及び第二項の規定は保全管理人につ
いて、第八十七条第一項及び第二項の規定は保
全管理人代理について準用する。この場合にお
いて、第五十一条中「第三十二条第一項の規定
による公報」とあるのは、「第九十二条第一項の規定
による公報」と、第五十条第一項中「後任
の破産管財人」とあるのは「後任の保全管理
人、破産管財人」と読み替えるものとする。

4 第五十七条第一項の規定による請求権であ
りて準用する場合を含む）に規定する相手
方の損害賠償の請求権

5 第五十九条第一項の規定による請求権であ
りて、相手方の有するもの

6 賞金、料金、刑事訴訟費用、追徴金又は過
料の請求権（以下「賞金等の請求権」とい
う。）

7 破産手続参加の費用の請求権

8 第五十四条第一項（第五十八条第三項にお
いて定める規定を適用する。

9 第五十七条に規定する債権

10 第五十九条第一項の規定による請求権であ
りて、次各号に掲げる場合には、当該各号に
一 保全管理命令が発せられた場合 第四十四
条第一項から第三項まで

二 保全管理命令が効力を失った場合（破産手
続開始の決定があつた場合を除く。）第四十
四条第四項から第六項まで

三 第九十三条 保全管理命令が発せられたときは、
債務者の財産（日本国内にあるかどうかを問わ
ない）の管理及び処分をする権利は、保全管
理人に専属する。ただし、保全管理人が債務者
の債務に属しない行為をするには、裁判所の許
可を得なければならない。

4 第九十四条 保全管理人の任務が終了した場合に
は、保全管理人は、遅滞なく、裁判所に書面に
よる計算の報告をしなければならない。

5 第九十五条 保全管理人は、必要があるときは、
その職務を行わせるため、自己の責任で一人又
は二人（保全管理人代理）

加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重
加算税をいう。）若しくは加算金（地方税法
（昭和二十一年法律第二百二十六号）第一條
第一項第十四号に規定する過少申告加算金、
不申告加算金及び重加算金をいう。）の請求
権又はこれらに類する共助対象外国租税の請
求権

6 賞金、料金、刑事訴訟費用、追徴金又は過
料の請求権（以下「賞金等の請求権」とい
う。）

7 破産手続参加の費用の請求権

8 第五十四条第一項（第五十八条第三項にお
いて定める規定を適用する。

9 第五十七条に規定する債権

10 第五十九条第一項の規定による請求権であ
りて、次各号に掲げる場合には、当該各号に
一 保全管理命令が発せられた場合 第四十四
条第一項から第三項まで

二 保全管理命令が効力を失った場合（破産手
続開始の決定があつた場合を除く。）第四十
四条第四項から第六項まで

三 第九十三条 保全管理命令が発せられたときは、
債務者の財産（日本国内にあるかどうかを問わ
ない）の管理及び処分をする権利は、保全管
理人に専属する。ただし、保全管理人が債務者
の債務に属しない行為をするには、裁判所の許
可を得なければならない。

4 第九十四条 保全管理人の任務が終了した場合に
は、保全管理人は、遅滞なく、裁判所に書面に
よる計算の報告をしなければならない。

5 第九十五条 保全管理人は、必要があるときは、
その職務を行わせるため、自己の責任で一人又
は二人（保全管理人代理）

三 破産手続開始後に期限が到来すべき不確定
期限債権で無利息のもののうち、その債権
額と破産手続開始の時における評価額との差
額に相当する部分

4 金額及び存続期間が確定している定期金債
権のうち、各定期金につき第二号の規定に準
じて算定される額の合計額（その額を各定期
金の合計額から控除した額が破産手続開始の
時における法定利率によりその定期金に相当
する利息を生ずべき元本額を超えるときは、
その超過額を加算した額）に相当する部分

5 破産債権者と破産者との間において、破産手
続開始前に、当該債務者について破産手続が開
始されたとすれば当該破産手続におけるその配
当の順位が劣後の破産債権に後れる旨の合意が
された債権（以下「約定劣後破産債権」とい
う。）は、劣後の破産債権に後れる。

6 破産債権は、この法律に特別の定めがあ
る場合を除き、破産手続によらなければ、行使
することができない。

7 前項の規定は、次に掲げる行為によつて破産
債権である租税等の請求権（共助対象外国租
税の請求権を除く。）を行使する場合については、
適用しない。

8 第百条 破産債権は、この法律に特別の定めがあ
る場合を除き、破産手続によらなければ、行使
することができない。

9 前項の規定は、次に掲げる行為によつて破産
債権である租税等の請求権（共助対象外国租
税の請求権を除く。）を行使する場合については、
適用しない。

10 第百一条 優先的破産債権である給料の請求権又
は退職手当の請求権について届出をした破産債
権者が、これらの破産債権の弁済を受けなけれ
ばその生活の維持を図るのに困難を生ずるおそ
れがあるときは、裁判所は、最初に第一百九十五
条第一項に規定する最後配当、第二百四条第一
項に規定する簡易配当、第二百八条第一項に規
定する約定劣後破産債権を除く。）に後れる。
11 第九十七条第一号から第七号までに掲げる
（劣後の破産債権等）

12 第九十九条 次に掲げる債権（以下「劣後の破産
債権」という。）は、他の破産債権（次項に規
定する約定劣後破産債権を除く。）に後れる。

13 第一百条 優先的破産債権である給料の請求権又
は退職手当の請求権について届出をした破産債
権者が、これらの破産債権の弁済を受けなけれ
ばその生活の維持を図るのに困難を生ずるおそ
れがあるときは、裁判所は、最初に第一百九十五
条第一項に規定する最後配当、第二百四条第一
項に規定する簡易配当、第二百八条第一項に規
定する約定劣後破産債権又は他の先順位
の中间配当の許可があるまでの間、破産管財人
の申立てにより又は職権で、その全部又は一部
の弁済をすることを許可することができる。た
だし、その弁済により財團債権又は他の先順位
若しくは同順位の優先的破産債権を有する者の
利益を害するおそれがないとき限り。

14 第一百零一条 破産管財人は、前項の破産債権者から同項
申立てをすべきことを求められたときは、直ち
にその旨を裁判所に報告しなければならない。

この場合において、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、その事情を裁判所に報告しなければならない。

(破産管財人による相殺)

破産管財人は、破産財団に属する債権をもつて破産債権と相殺することができる。裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。

(破産債権者の手続参加)

破産債権者は、その有する破産債権をもつて破産手続に参加することができる。

(手続参加)

前項の場合において、破産債権の額は、次に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。

1 前項の場合における手続参加の評価額

イ 金銭の支払を目的としない債権
ロ 金銭債権で、その額が不確定であるもの
又はその額を外国の通貨をもつて定めたもの

2 次に掲げる債権 破産手続開始の時における評価額

イ 金銭の支払を目的としない債権
ロ 金銭債権で、その額が不確定であるもの
又はその額を外国の通貨をもつて定めたもの

3 金額又は存続期間が不確定である定期金債権

二 前号に掲げる債権以外の債権 債権額

4 破産債権が期限付債権でその期限が破産手続開始後に到来すべきものであるときは、その破産債権は、破産手続開始の時において弁済期が到来したものとみなす。

5 破産手続開始の時において条件付債権又は将来の請求権であるときでも、当該破産債権は、その破産手続に参加することができる。

(手續参加)

第一項の規定にかかるらず、共助対象外国租税の請求権をもつて破産手続に参加するには、第一項に規定する共助実施決定をいう。第一百三十四条第二項において同じ)を得なければならない。

第六十条 第百四条

数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人若しくは一人について破産手続開始の決定があつたときは、債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額についてそれぞれの破産手続に参加することができる。

第六十一条 第百四条

前項の場合において、他の全部の履行をする義務を負う者が破産手続開始後に債権者に対し

て弁済その他の債務を消滅させる行為(以下この条において「弁済等」という。)をしたときであつても、その債権の全額が消滅した場合を除き、その債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額についてその権利行使することができる。

(別除債権者の手続参加)

第一項に規定する場合において、破産者に対して将来行うことがある求償権を有する者は、その全額について破産手続に参加することができる。

(手續参加)

第一項の規定により債権者が破産手続に参加した場合において、破産者に対して将来行うことがある求償権を有する者が破産手続開始後に債権者に対して弁済等をしたときは、その債権の全額が消滅した場合に限り、その求償権を有する者は、その求償権の範囲内において、債権者に対する債権を有する者が有した権利を破産債権者として行使することができる。

(手續参加)

第一項の規定は破産者の債務を担保するため自己の財産を担保に供した第三者(以下この項において「物上保証人」という。)が破産手続開始後に債権者に対して弁済等をした場合について、前項の規定は物上保証人が破産者に対して将来行うことがある求償権を有する場合における当該物上保証人について準用する。

(手續参加)

第二項の規定は、別除債権者によって破産手続開始後に債権者に対して弁済等をした場合について、前項の規定は、別除債権者によって弁済等を受けることができる。

(手續参加)

第一項の規定は、別除債権者によって弁済等をした場合において、別除債権者によって弁済等をした場合に限り、その債権の全額について破産債権者として行使することができる。

(手續参加)

2 法人の債務につき有限の責任を負う者がある場合において、当該法人の債務者は、破産手続に参加することを妨げない。

(手續参加)

場合において、当該法人の債務者は、破産手続に参加しようとする破産債権者は、第三十一條第一項第一号又は第三項の規定により定められた破産債権の届出をするべき期間(以下「債権届出期間」という。)内に、

次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 各別除債権の額及び原因

二 優先的破産債権であるときは、その旨

三 劣後の破産債権又は約定劣後破産債権であるときは、その旨

四 自己に対する配当額の合計額が最高裁判所の決定があつたときは、当該法人の債権者は、当該法人の債務につき有限の責任を負う者に対してその権利行使することができない。

五 別除債権の目的である財産

(別除債権の手續参加)

第一条第二項に規定する担保権によつて担保された債権については、その別除債権の行使によつて弁済を受けることができる。ただし、債権者が破産手続開始の時において有する債権について破産手続に参加したときは、この限りでない。

(手續参加)

第一項に規定する場合において、破産者に対して将来行うことがある求償権を有する者は、その全額について破産手続に参加することができる。

(手續参加)

第一項の規定により債権者が破産手続に参加した場合において、破産者に対して将来行うことがある求償権を有する者が破産手続開始後に債権者に対して弁済等をしたときは、その債権の全額について破産債権者として行使することができる。

(手續参加)

第一項の規定は、別除債権者によって弁済等をした場合において、別除債権者によって弁済等をした場合に限り、その債権の全額について破産債権者として行使することができる。

(手續参加)

2 前項の規定により届出名義の変更を受ける者は、自己に対する配当額の合計額が第百十一条第一項第四号に規定する最高裁判所規則で定める額に満たない場合においても配当金を受領する意思があるときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。

3 (租税等の請求権等の届出) 次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額及び原因並びに当該請求権が共助対象外外国租税の請求権である場合にはその旨その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。この場合において、当該請求権を有する者が別除権者又は準別除権者であるときは、第一百一条第二項の規定を準用する。

4 税金等の請求権であつて、財団債権に該当しないもの

5 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子破産債権者表(破産債権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した破産債権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ)を作成しなければならない。

6 電子破産債権者表には、各破産債権について、第一百一一条第一項第一号から第四号まで及び第二項第一号(同条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項その他の最高裁判所規則で定める事項を記録しなければならない。

7 電子破産債権者表(前項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下同じ。)の内容に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正する処分をすることができる。

8 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

9 民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第四項の規定による更正の処分

2 又は同項の申立てを却下する处分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

(破産債権の調査の方法)

3 第百一十六条 裁判所による破産債権の調査は、次款の規定により、破産管財人が作成した認否書並びに破産債権者及び破産者の書面による異議に基づいてする。

4 前項の規定にかかわらず、裁判所は、必要があると認めるときは、第三款の規定により、破産債権の調査を、そのための期日における破産管財人の認否並びに破産債権者及び破産者の異議に基づいてすることができる。

5 裁判所は、第一百二十二条の規定による一般調査期日における破産債権の調査の後であつても、第一百十九条の規定による特別調査期間における書面による破産債権の調査をすることができる。規定期による一般調査期日における書面による破産債権の調査の後であつても、第一百二十二条の規定による特別調査期日における破産債権の調査をすることができる。

6 裁判所は、届出をした破産債権者は、一般調査期間内に、裁判所に對し、前条第一項又は第二項に規定する破産債権についての同条第一項各号に掲げる事項について、書面で、異議を述べることができる。

7 第百一十七条 破産管財人は、一般調査期間内に届出をした破産債権者(債権届出期間内の送達しなければならない。)に掲載した認否書を作成しなければならない。

8 第百一十八条 届出をした破産債権者は、一般調査期間内に、裁判所に對し、前条の破産債権の額について、書面で、異議を述べることができる。

(一般調査期間における調査)

9 第百一十九条 裁判所は、一般調査期間内に、裁判所に對し、前条第一項又は第二項に規定する破産債権について、次に掲げる事項についての認否を記載した認否書を作成し、送達しなければならない。

10 第百二十条 前項の規定による送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

(特別調査期間における調査)

11 第百二十一条 前条第一項本文又は第二項の場合において、破産者は、当該破産債権の額について、特別調査期間内に、裁判所に對し、書面で、異議を述べることができる。

12 第百二十二条 前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定があつた場合における電子裁判書の送達について準用する。

13 第百二十三条 前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

14 第百二十四条 第一項の規定による処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、異議の申立てをすることはできる。

15 第一百二十五条 第一項の場合において、同項の破産債権を有する者が、同一の申立てをすることはできない。

16 第一百二十六条 前項の規定による却下の決定に対しても、抗告をすることができる。

1 第百二十七条 第一百八条第二項に規定する特別の破産債権者は、債権届出期間の経過後に届出があり、又は届出事項の変更(他の破産債権者の利益を害すべき事項の変更)が、先取特権、質権若しくは抵当権又は破産債権を含む。の行使によつて弁済を受けることができるないと見込まれる債権の額が、前項の規定による送達をした場合においては、その郵便物等が通常到達すべきであつた時に送達があつたものとみなす。

2 第百二十八条 前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3 第百二十九条 第一項の規定による処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、異議の申立てをすることはできる。

4 第一百三十条 第一項の場合において、同項の破産債権を有する者が、同一の申立てをすることはできない。

5 第一百三十二条 第一項の場合は、裁判所は、決定で、その者がした破産債権の届出を却下しなければならない。ただし、当該破産債権についての認否を同項の認否書に記載することがある。破産管財人が第百一十七条第三項の規定により提出された認否書に同条第一項各号に掲げた事項の全部若しくは一部についての認否を記載している場合又は一般調査期日において調査

6 第一百三十三条 前項の規定による却下の決定に対しても、抗告をすることができる。

(一般調査期日における調査)	第三款 期日における破産債権の調査
第一百二十二条 破産管財人は、一般調査期日が定められたときは、当該一般調査期日に出頭し、債権届出期間内に届出があつた破産債権について、第百十七条第一項各号に掲げる事項についての認否をしなければならない。	(一般調査期間に届出があつた破産債権について、第百十七条第一項各号に掲げる事項についての認否をしなければならない) 2 届出した破産債権者は、一般調査期日に出頭し、前項の破産債権についての同項に規定する事項について、異議を述べることができる。
第一百二十三条 前項本文の規定により出頭した破産者は、一般調査期日に出頭しなければならない。ただし、正当な事由があるときは、代理人を出頭させることができる。	(出頭させることができない場合) 3 破産者は、一般調査期日に出頭したときには、代理人を出頭させることはできない。
第一百二十四条 第百十七条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をしたとき、その電子裁判書を破産管財人、破産者及び裁判所は、一般調査期日における破産債権の調査の延期又は続行の決定をしたときは、当該一般調査期日において言渡しをした場合を除き、その電子裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者に送達しなければならぬ。	(出頭させなければならない) 4 前項本文の規定により出頭した破産者は、第一項の破産債権の額について、異議を述べることができる。
第一百二十五条 第百十八条第四項及び第五項の規定は、前二項の規定により出頭した破産者は、前項本文の規定により出頭した破産者は、第三項ただし書の代理人について準用する。	(出頭させなければならない) 5 第百二十二条の規定により出頭した破産者は、前項本文の規定により出頭した破産者は、必要な事項に意見を述べなければならぬ。
第一百二十六条 第百十七条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をしたとき、その電子裁判書を破産管財人、破産者及び裁判所は、一般調査期日における破産債権の調査は、破産管財人が出頭しなければ、することができない。	(出頭させなければならない) 6 前二項の規定は、第三項ただし書の代理人について準用する。
第一百二十七条 第百八条の規定による通話の方法による一般的調査期日において、破産債権者が一般的調査期日に出頭する場合には、その調査をすることについて準用する。	(出頭させなければならない) 7 前各項の規定は、債権届出期間の経過後に届出があり、又は届出事項の変更があつた破産債権について一般調査期日において調査をすることについて準用する。
第一百二十八条 第百七条第一項及び第二項(第九項を除く)並びに前条の規定は、前項本文の場合における特別調査期日について準用する。	(出頭させなければならない) 8 一般調査期日における破産債権の調査は、破産管財人が出頭しなければ、することができない。
第一百二十九条 第百二十三条 破産者がその責めに帰することのできない事由によって一般調査期日又は特別調査期日に出頭することができなかつたときは、破産者は、その事由が消滅した後一週間以内に送達しなければならない。	(出頭させなければならない) 9 裁判所は、一般調査期日における破産債権の調査の延期又は続行の決定をしたときは、当該一般調査期日において言渡しをした場合を除き、その電子裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者(債権届出期間の経過前にあつては、知っている破産債権者)に送達しなければならない。
第一百三十条 裁判所は、一般調査期日における破産債権の調査は、破産管財人が出頭しなければ、することができない。	(出頭させなければならない) 10 第百二十三条 破産債権届出が法的効力あるときは、その電子裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者(債権届出期間の経過前にあつては、知っている破産債権者)に送達しなければならない。
第一百三十四条 第百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をしたとき、その電子裁判書を破産管財人、破産者及び裁判所は、一般調査期日における破産債権の額について、書面で、異議を述べることができない。	(出頭させなければならない) 11 第百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項の規定による送達について準用する。(映像等の送受信による通話の方法による一般調査期日)
第一百三十五条 第一百二十三条の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁決を下す。	(出頭させなければならない) 第二百二十二条の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁決を下す。

(特別調査期日における調査)	第二款 特別調査期日における調査
第一百二十三条 第一百二十二条裁判所は、債権届出期間の経過後、一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前に届出があり、又は届出事項の変更があつた破産債権について、必要があると認めるときは、その調査をするための期日(以下「特別調査期日」という)を定めることができる。	(特別調査期日) 1 第一百二十二条の規定により提出された認否書に同条第一項各号に掲げる事項の全部若しくは一部についての認否を記載している場合又は第百九条第二項及び第三項、同条第六項において準用する第百八条第三項から第五項まで、第百二十条、第百二十一(第七項及び第九項を除く)並びに前条の規定は、前項本文の場合における特別調査期日について準用する。
第一百二十六条 第一百二十三条破産債権届出が法的効力あるときは、その電子裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者(債権届出期間の経過前にあつては、知っている破産債権者)に送達しなければならない。	(特別調査期日) 2 第一百二十三条第一項及び第二項(第九項を除く)並びに第百二十九条第一項及び第二項の場合は、この限りでない。
第一百二十七条 第一百二十三条破産者がその責めに帰すことのできない事由によって一般調査期日又は特別調査期日に出頭することができなかつたときは、破産者は、その事由が消滅した後一週間以内に送達しなければならない。	(特別調査期日) 3 第一百二十三条第一項及び第二項(第九項を除く)並びに第百二十九条第一項及び第二項の場合は、この限りでない。
第一百二十八条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、書面で、異議を述べることができない。	(特別調査期日) 4 第一百二十三条第一項及び第二項(第九項を除く)並びに第百二十九条第一項及び第二項の場合は、この限りでない。
第一百二十九条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、書面で、異議を述べなければならない。	(特別調査期日) 5 第一百二十三条第一項及び第二項(第九項を除く)並びに第百二十九条第一項及び第二項の場合は、この限りでない。
第一百三十条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、書面で、異議を述べなければならない。	(特別調査期日) 6 同一の破産債権に係り破産債権査定申立ての訴えがあるときには、該訴えの口頭弁論は、第一項の期間を経過した後でなければ開始することができる。
第一百三十四条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、書面で、異議を述べなければならない。	(特別調査期日) 7 破産債権査定申立ての訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、該判所は、破産債権査定申立てに係る破産債権の存否及び額等を査定する裁判(次項において「破産債権査定決定」という)をしなければならない。
第一百三十五条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権査定申立てに係る破産債権の存否及び額等を査定する裁判(次項において「破産債権査定決定」という)をしなければならない。	(特別調査期日) 8 裁判所は、破産債権査定申立てに係る破産債権の存否及び額等を査定する裁判(次項において「破産債権査定決定」という)をしなければならない。
第一百三十六条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権査定申立てに係る破産債権の存否及び額等を査定する裁判(次項において「破産債権査定決定」という)をしなければならない。	(特別調査期日) 9 裁判所は、破産債権査定申立てに係る破産債権の存否及び額等を査定する裁判(次項において「破産債権査定決定」という)をしなければならない。
第一百三十七条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権査定申立てに係る破産債権の存否及び額等を査定する裁判(次項において「破産債権査定決定」という)をしなければならない。	(特別調査期日) 10 裁判所は、破産債権査定申立てに係る破産債権の存否及び額等を査定する裁判(次項において「破産債権査定決定」という)をしなければならない。
第一百三十八条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権査定申立てに係る査定の手続開始当時訴訟が係属する場合において、破産債権者がその額等の確定を求めようとするときは、異議者等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受継の申立てをしなければならない。	(特別調査期日) 11 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権査定申立てに係る査定の手續開始当時訴訟が係属する場合において、破産債権者がその額等の確定を求めようとするときは、異議者等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手續の受継の申立てをしなければならない。

(主張の制限)	第三款 破産債権査定異議の訴えが提起された第一審裁判所は、最高裁判所規則で定めるとおり、破産債権の調査結果を電子破産債権者表に記録しなければならない。
第一百二十七条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、書面で、異議を述べなければならない。	(特別調査期日) 1 第一百二十三条の規定により出頭した破産者は、前項本文の規定により出頭した破産者は、必要な事項に意見を述べなければならない。
第一百二十八条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、書面で、異議を述べなければならない。	(特別調査期日) 2 第一百二十三条の規定により出頭した破産者は、前項本文の規定により出頭した破産者は、必要な事項に意見を述べなければならない。
第一百二十九条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、書面で、異議を述べなければならない。	(特別調査期日) 3 第一百二十三条の規定により出頭した破産者は、前項本文の規定により出頭した破産者は、必要な事項に意見を述べなければならない。
第一百三十条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、書面で、異議を述べなければならない。	(特別調査期日) 4 第一百二十三条の規定により出頭した破産者は、前項本文の規定により出頭した破産者は、必要な事項に意見を述べなければならない。
第一百三十四条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、書面で、異議を述べなければならない。	(特別調査期日) 5 第一百二十三条の規定により出頭した破産者は、前項本文の規定により出頭した破産者は、必要な事項に意見を述べなければならない。
第一百三十五条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、書面で、異議を述べなければならない。	(特別調査期日) 6 第一百二十三条の規定により出頭した破産者は、前項本文の規定により出頭した破産者は、必要な事項に意見を述べなければならない。
第一百三十六条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、書面で、異議を述べなければならない。	(特別調査期日) 7 第一百二十三条の規定により出頭した破産者は、前項本文の規定により出頭した破産者は、必要な事項に意見を述べなければならない。
第一百三十七条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、書面で、異議を述べなければならない。	(特別調査期日) 8 第一百二十三条の規定により出頭した破産者は、前項本文の規定により出頭した破産者は、必要な事項に意見を述べなければならない。
第一百三十八条 第一百二十三条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項は、破産債権の調査において、書面で、異議を述べなければならない。	(特別調査期日) 9 第一百二十三条の規定により出頭した破産者は、前項本文の規定により出頭した破産者は、必要な事項に意見を述べなければならない。

者表に記録されている事項のみを主張することができる。

(執行力ある債務名義のある債権等に対する異議の主張)

第一百二十九条 異議等のある破産債権のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、異議者等は、破産者がすることのできる訴訟手続によつてのみ、異議を主張することができる。

第二百三十一条 破産債権の確定に関する訴訟(破産債権の確定に関する訴訟)においては、当該決定は、破産債権者の全員に対して、確定判決と同一の効力を有する。訴訟手続によつてのみ、異議を主張することができる。

(破産債権の確定に関する訴訟(破産債権の確定に関する訴訟))

第二百三十二条 破産財団が破産債権の確定に関する訴訟(破産債権の確定に関する訴訟)においては、当該決定は、破産債権者の全員に対して、確定判決と同一の効力を有する。

(訴訟費用の償還)

第二百三十三条 破産手続が終了した際に係属する破産債権査定申立ての手続は、破産手続開始の決定の取消し又は破産手続廃止の決定の確定により破産手続が終了したときは終了するものとし、破産手続終結の決定により破産手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

(破産手続終了の場合における破産債権の確定手続の取扱い)

第二百三十四条 租税等の請求権及び罰金等の請求権については、第一款(第百五十五条を除く)から前款までの規定は、適用しない。

第二百三十五条 第百二十四条第五項の規定によつて利益を受けたときは、異議を主張した破産債権者は、その利益の限度において財团債権者として訴訟費用の償還を請求することができる。

(破産手続終了の場合における破産債権の確定手続の取扱い)

第二百三十六条 債権者集会の期日には、破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者を呼び出さなければならない。ただし、第三十一条第五項の規定があつたときは、届出をした破産債権者については、第一款(第百五十五条を除く)から前款までの規定は、適用しない。

第二百三十七条 債権者集会においては、第四十四条第一項の規定により破産債権査定申立てについての決定があつたときは、第百二十六条第一項の規定により破産債権査定異議の訴えを提起することができる。

(破産手続終結の決定による受継)

第二百三十八条 破産手続が終了した際に係属する破産債権査定申立ての手続は、破産手続開始の決定により破産手続が終了したときは、第一款(第百五十五条を除く)から前款までの規定は、適用しない。

(破産手続終結の決定による受継)

第二百三十九条 債権者集会においては、第百二十四条第一項の規定により受継があつたことを知つた日から一月の不变期間内にしなければならない。

(破産手続終結の決定による受継)

第二百四十条 第百二十四条第二項の規定は、第百四十五条の規定による受継があつた場合について準用する。

第二百四十一条 第百二十四条第二項の規定による受継は、破産管財人が第二項に規定する届出があつたことを知つた日から一月の不变期間内にしなければならない。

(破産手続終結の決定による受継)

第二百四十二条 第百二十四条第二項の規定は、第百四十五条の規定による受継があつた場合について準用する。

第二百四十三条 第百二十四条第二項の規定による受継は、破産管財人が第二項に規定する届出があつたことを知つた日から一月の不变期間内にしなければならない。

(破産手續終結の決定による受継)

第二百四十四条 債権者集会の期日には、破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者を呼び出さなければならない。ただし、第三十一条第五項の規定によつて利益を受けたときは、異議を主張した破産債権者は、その利益の限度において財团債権者として訴訟費用の償還を請求することができる。

(破産手續終結の決定による受継)

第二百四十五条 裁判所は、次の各号に掲げる者のいずれかの申立てがあつた場合には、債権者集会を招集しなければならない。ただし、知れてゐる破産債権者の数その他の事情を考慮して債権者集会を招集することを相当でないと認めるときは、この限りでない。

(債権者集会の指揮)

第二百四十六条 債権者集会は、裁判所が指揮する。

(債権者集会の決議)

第一百三十八条 債権者集会の決議を要する事項を可決するには、議決権行使することができる。

破産債権者（以下この款において「議決権者」という。）で債権者集会の期日に出席し又は次条第二項第二号に規定する書面等投票をしたもとの議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の同意がなければならぬ。

（決議に付する旨の決定）

第一百三十九条 裁判所は、第百三十五条第一項各号に掲げる者が債権者集会の決議を要する事項を決議に付することを目的として同項本文の申立てをしたときは、当該事項を債権者集会の決議に付する旨の決定をする。

2 裁判所は、前項の決議に付する旨の決定において、議決権者の議決権行使の方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

一 債権者集会の期日において議決権行使する方法

二 書面等投票（書面その他の最高裁判所規則で定めるものにより議決権行使する方法。この場合において、前号の期間の末日は、第一号の債権者集会の期日より前の日でなければならない。

三 前二号に掲げる方法のうち議決権者が選択するものにより議決権行使する方法。この場合において、前号の期間の末日は、第一号の債権者集会の期日より前の日でなければならない。

3 裁判所は、議決権行使の方法として前項第二号又は第三号に掲げる方法を定めたときは、その旨を公告し、かつ、議決権者に対しても、同項第二号に規定する書面等投票は裁判所の定める期間内に限りすることができる旨を通知しなければならない。ただし、第三十一条第五項の決定があつたときは、当該通知をすることを要しない。

（債権者集会の期日を開く場合における議決権の額の定め方等）

第一百四十条 裁判所が議決権行使の方法として前項第一号又は第三号に掲げる方法を定めた場合には、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じて、議決権行使することができる。

一 債権者集会の期日を開く場合における議決権の額

二 届出をした破産債権者（前号に掲げるものを除く。）裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権行使することができない旨を定めたときは、議決権行使することができない。

（債権者集会の期日を開く場合における議決権の額の定め方等）

一 前節第四款の規定により破産債権の額が確定した破産債権を有する届出をした破産債権者（別除権者等を除く。）確定した破産債権の額

二 破産債権者及び前項第一号の規定による定めを変更することができる。

（破産債権者の議決権）

第一百四十二条 破産債権者は、劣害關係人の申立てにより又は職業の定め方等

2 び約定劣後破産債権については、議決権を有しない。

（破産債権者及び第一百九条に規定する弁済を受けた破産債権者及び第一百九条に規定する弁済を受けた破産債権者）

（破産管財人の債権者委員会に対する報告義務）

第一百四十六条 破産管財人は、第百五十三条第二項又は第百五十七条の規定により報告書等（報告書等に第十二条第一項（同条第六項において同一とされる場合を含む。）を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を債権者委員会に提出しなければならない。

（代理人による議決権行使）

第一百四十三条 議決権者は、代理人をもつてその議決権行使することができる。

（第二款 債権者委員会）

第一百四十四条 裁判所は、破産債権者をもつて構成する委員会がある場合には、利害關係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、破産手続に関与することを承認することができる。ただし、次の各号のいずれかを定めたときは、議決権行使することができない。

一 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人數以内であること。

二 破産債権者の過半数が当該委員会が破産手続に関与することについて同意していると認められること。

三 当該委員会が破産債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。

（債権者集会の期日を開かない場合における議決権の額の定め方等）

第一百四十五条 裁判所が議決権行使の方法として第一節第四款の規定により破産債権の額が確定した破産債権を有する届出をした破産債権者（別除権者等を除く。）確定した破産債権の額

2 裁判所は、利害關係人の申立てにより又は職業の定め方等

3 債権者委員会は、破産手続において、裁判所又は破産管財人に対して、意見を述べることができる。

4 債権者委員会に破産手続の円滑な進行に貢献する活動があつたと認められるときは、裁判所

5 債権者委員会の申立てにより、破産財団から当該破産債権者に対する費用を償還されることを許可することができる。この場合において、破産財団から当該費用の請求権は、財團債権とす

る。

（破産管財人に対する報告命令）

第一百四十七条 債権者委員会は、破産債権者全体の利益のために必要があるときは、裁判所に対し、破産管財人に破産財団に属する財産の管理及び処分に關し必要な事項について第百五十七条第二項の規定による報告をすることを命ずるよう申し出ることができる。

2 前項の規定による申出を受けた裁判所は、当該申出が相当であると認めるときは、破産管財人に對し、第百五十七条第二項の規定による報告をすることを命じなければならない。

（第五章 財團債権）

第一百四十八条 次に掲げる請求権は、財團債権とする。

一 破産債権者の共同の利益のためにする裁判

2 上の費用の請求権

3 破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権及び第九十七条第五号に掲げる請求権を除く。）

2 であつて、破産手続開始当時、まだ納期限の

到来していないもの又は納期限から一年(その期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間がある場合には、当該期間を除く。)を経過していないもの。

四 破産財団に關し破産管財人がした行為によつて生じた請求権

五 事務管理又は不当利得により破産手続開始後に破産財団に対して生じた請求権

六 委任の終了又は代理権の消滅の後、急迫の事情があるためにして行為によつて破産手続開始後に破産財団に対して生じた請求権

七 第五十三条第一項の規定により破産管財人が債務の履行をする場合において相手方が有する請求権

八 破産手続の開始によつて双務契約の解約の申入れ(第五十三条第一項又は第二項の規定による賃貸借契約の解除を含む。)があつた場合において破産手続開始後その契約の終了に至るまでの間に生じた請求権

九 破産管財人が負担付遺贈の履行を受けたときは、その負担した義務の相手方が有する当該負担の利益を受けるべき請求権は、遺贈の目的の価額を超えない限度において、財團債権とす

三 第百三十二条第二項及び第三項の規定は、第一項第七号及び前項に規定する財團債権について準用する。この場合において、当該財團債権が無利息債権又は定期金債権であるときは、当該債権の額は、当該債権が破産債権であるとした場合に第九十九条第一項第二号から第四号までに掲げる劣後的破産債権となるべき部分に相当する金額を控除した額とする。

四 保全管理人が債務者の財産に関し権限に基づいてした行為によつて生じた請求権は、財團債権とする。

(使用者の給料等)

第一百四十九条 破産手続開始前三月間の破産者の使用者の給料の請求権は、財团債権とする。

二 破産手続の終了前に退職した破産者の使用者の退職手当の請求権(当該請求権の額が破産債権であるとした場合に劣後の破産債権となるべき部分を除く。)は、退職前月間の給料の総額(その総額が破産手続開始前三月間の給料の総額より少ない場合にあつては、破産手続開始前三月間の給料の総額)に相当する額を財團債権とする。

（社債管理者等の費用及び報酬）

第一百五十一条 社債管理者又は社債管理補助者が破産債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、破産手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、當該社債管理者又は社債管理補助者が前項の許可をすることができる。

二 社債管理者又は社債管理補助者が前項の許可を受けるために必要な費用の請求権を財團債権とする旨の許可をすることができる。

三 裁判所は、破産手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理者又は社債管理補助者の報酬の請求権のうち相当と認める額を財團債権とする旨の許可をすることができる。

四 前三项の規定による許可を得た請求権は、財團債権とする。

五 第一項から第三項までの規定による許可の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

六 前各项の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ當該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号) 第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債

二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号) 第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者又は同法第五十四条の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者 同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号) 第百三十九条の人に関する規定する投資法人債管理者又は同法第一百五十四条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者 同法第二条第十九項に規定する投資法人債

四 保険業法第六十一条の六に規定する社債管理者又は同法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者相互会社が発行する社債 第百五十五条 破産管財人は、必要があると認めるとときは、裁判所書記官、執行官又は公証人の封印及び帳簿の閉鎖) と認めるとときは、裁判所書記官、執行官又は公証人

（社債管理者等の費用及び報酬）

第一百五十二条 財團債権は、破産債権に先立つて、弁済する。

（破産財团不足の場合の弁済方法等）

第一百五十三条 破産財團が財團債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになった場合における財團債権は、法令に定める優先権にかかわらず、債権額の割合により弁済する。ただし、財團債権を被担保債権とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権の効力を妨げない。

二 前項の規定にかかるわらず、同項本文に規定する場合における第百四十八条第一項第一号及び第二号に掲げる財團債権(債務者の財産の管理及び換価に関する費用の請求権であつて、同条第四項に規定するものを含む。)は、他の財團債権に先立つて、弁済する。

第六章 破産財團の管理

第一節 破産者の財産状況の調査

(財産の価額の評定等)

第一百五十三条 破産管財人は、破産手続開始後遅滞なく、破産財團に属する一切の財産につき、破産手続開始の時ににおける価額を評定しなければならない。この場合においては、破産者をして評定に立ち会わせることができる。

一 破産管財人は、前項の規定による評定を完了したときは、直ちに破産手続開始の時ににおける財産目録及び貸借対照表を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。

二 破産管財人は、前項の規定による保全処分裁判所に提出しなければならない。

三 第百七十七条第一項の規定による第百七十八条第一項に規定する役員責任又は第百七十八条第一項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

四 その他破産手続に至つた事情

五 第一百七十七条第一項の規定による保全処分裁判所に提出しなければならない。

(別除権の目的の提示等)

第一百五十四条 破産管財人は、別除権者に対する当該別除権の目的である財産の提示を求めることができる。

二 破産管財人が前項の財産の評価をしようとするときは、別除権者は、これを拒むことができない。

(財産状況報告集会への報告)

第一百五十八条 財産状況報告集会においては、破産管財人は、前条第一項各号に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。

(債権者集会への報告)

第一百五十九条 破産管財人は、債権者集会がその決議で定めるところにより、破産財團の状況を報告しなければならない。

(破産債権者を害する行為の否認)

第一百六十条 次に掲げる行為(担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。)は、破産手続

開始後、破産財団のために否認することができること。

一 破産者が破産債権者を害することを知つた行為。ただし、これによつて利益を受けた者がある場合、その行為の当時、破産債権者を害することを知らないときは、この限りでない。

二 破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があつた後にした破産債権者を害する行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び破産債権者を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

三 相手方が、当該行為の当時、破産者と同様に掲げる者のいづれかであるときは、この限りでない。

二 前項の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該行為の当時、破産者と同様に掲げる者のいづれかであることを現に生じさせることのあるものである。

二 破産者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三 相手方が、当該行為の当時、破産者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知つていたこと。

二 破産者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

二 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいづれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が同様に掲げる者のいづれかであることを知つていたこと。

第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知つていたものと推定する。

一 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者

二 破産者が法人である場合にその破産者について次のイからハまでに掲げる者のいづれかに該当する者

イ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ロ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数を子株式会社又は親法人及び子株式会社が有する場合における当該親法人の過半数を有する者

ハ 株式会社以外の法人が破産者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者

三 破産者の親族又は同居者（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

一 破産者が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

二 破産者が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、破産手続開始後、破産財団のため

に否認することができる。

二 前項各号に掲げる要件のいづれかに該当するときは、破産手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分に限り、破産財団のため

二 前項第一号に掲げる行為が破産者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が破産者の義務に属しないものである場合

一 第百六十条第三項に規定する行為が否認され停止（破産手続開始の申立て前一年以内のものに限る。）があつた後は、支払不能であつたものと推定する。

二 第百六十条第三項に規定する行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があつたこと及び破産債権者を受けたことを知らないときは、その現に受けた利息を償還すれば足りる。

三 第百六十条第一項第一号の規定は、破産者から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

二 前項の場合において、最終の債権債務者は又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、破産管財人は、これらの者に破産者が支払った金額を償還させることができる。

二 前条第一項の規定は、破産者が租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）又は罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

二 前条第一項若しくは第三項又は第六百六十一条第一項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行ふことができる。

一 破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存する場合 当該反対給付の返還を請求する権利

ロ 当該行為が支払不能になつた後にされたものである場合 支払不能であったこと又は支払の停止があつたこと。

二 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であつて、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、当該行為が破産手続開始の申立てがあつた後にされたものである場合 破産手続開始の申立てがあつたこと。

二 前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号又は口に掲げる場合の区分に応じ、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害することとなる处分（以下「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせることのあるものである。

二 前項第一号に掲げる行為が破産者の義務に属していないことを理由として否認することができない。

（否認権行使の効果）

二 第百六十七条 否認権の行使は、破産財団を原状に復させる。

二 第百六十条第三項に規定する行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があつたこと及び破産債権者を受けた反対給付の返還を請求する（破産者の受けた反対給付に関する相手方の権利等）。

二 第百六十八条 第百六十条第一項若しくは第三項又は第六百六十一条第一項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行ふことができる。

一 破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存しない場合 財团債権者として反対給付の権利

二 前項第二号の規定にかかるわらず、同号に掲げた場合において、当該行為の当時、破産者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後支払の停止等があつたことを知つてしたものとした場合は、この限りでない。

二 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登記（権利変動の対抗要件の否認）

一 第百六十四条 支払の停止等があつた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に對抗するため必要な行為（仮登記又は仮登録を含む。）をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後支払の停止等があつたことを知つてしたものとした場合は、この限りでない。

二 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登記（権利変動の対抗要件の否認）

二 第百六十五条 否認権は、否認しようとする行為について執行力のある債務名義があるとき、又はその行為が執行行為に基づくものであるときでも、行使することを妨げない。

二 前項の規定については、当該行為の相手方が前条第二項各号に掲げる者のいづれかである場合

前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第百六十一条第二項各号に掲げる者のいづれかであるときは、その相手方は、当該行為

の当時、破産者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

⁴破産管財人は、第一百六十条第一項若しくは第三項又は第一百六十二条第一項に規定する行為を否認しようとするときは、前条第一項の規定により破産財団に復すべき財産の返還に代えて、相手方に対し、当該財産の価額から前三項の規定により財団債権となる額（第一項第一号に掲げる場合にあっては、破産者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

(相手方の債権の回復)
第一百六十九条 第一百六十二条第一項に規定する行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによつて原状に復する。
(転得者に対する否認権)

第一百七十九条 次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因除くときは、否認権は、当該各号に規定する転得者に対しても行使することができる。
ただし、当該転得者が他の転得者から転得した者である場合においては、当該転得者の前に転得した全ての転得者に対しても否認の原因があるとき有限る。

一 転得者が転得の当時、破産者がした行為が破産債権者を害することを知っていたとき。

二 転得者が第一百六十一条第二項各号に掲げる者のいづれかであるとき。ただし、転得の當時、破産者がした行為が破産債権者を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によって転得した者であるとき。

規定により否認権の行使があつた場合について
準用する。

(破産者の受けた反対給付に関する転得者の権
利等)

第一百七十条の二 破産者がした第百六十一条第一項
若しくは第三項又は第一百六十一一条第一項に規定
する行為が転得者に対する否認権の行使によつ
て否認されたときは、転得者は、第一百六十八条
第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該
各号に定める権利を行使することができる。た

だし、同項第一号に掲げる場合において、破産者の受けた反対給付の価額が、第四項に規定する転得者がした反対給付又は消滅した転得者の

債権の価額を超えるときは、転得者は、財团債権者として破産者の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利行使することができる。
前項の規定にかかわらず、百第六十八条第一項第二号に掲げる場合において、当該行為の当時、破産者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当該行為の相手方が破産者がその意思を有していたことを知っていたときは、転得者は、同条第二項

各号に掲げる区分に応じ、それぞれ當該各号に定める権利を行使することができる。
前項の規定の適用については、當該行為の相手方が第一百六十一項第二項各号に掲げる者のいづれかであるときは、その相手方は、當該行為の當時、破産者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためとした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

破産管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によつて否認しようとするときは、第一百六十七条规定により破産財団に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により財团債権となる額（第一百六十八条第一項第一号に掲げる場合（第一項ただし書に該当するときを除く。）にあつては、破産者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

(相手方の債権に関する転得者の権利)
百七十条の三 破産者がした第百六十二条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行

によって否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によって否認されたとすれば第百六十九条の規定により原状に復すべき相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

百七十一条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があ

るまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管

理人)の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。
前項の規定による保全処分は、担保を立てさせて、又は立てさせないで命ずることができ
る。
裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消す
ことができる。

第一項の規定による保全処分及び前項の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。
前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

前各項の規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対し第三十三条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

(保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い)
百七十二条 前条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による保全処分が命じられた場合において、破産手続開始の決定があつたときは、破産管財人は、当該保全処分に係る手続を続行することができる。

破産管財人が破産手続開始の決定後一月以内に前項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しないときは、当該保全処分は、その効用しない。

力を失う。

破産管財人は、第一項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しようとする場合にお

いて、前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する担保の全部又は一部が破産財団に属する財産でないときは、その担保の全部又は一部を破産財団に属する財産による担保に変換しなければならない。

民事保全法（平成元年法律第九十一号）第十八条並びに第二章第四節（第三十七条规定から第七項までを除く。）及び第五節の規定は、第一項の規定により支管官又は執行吏に就

第一項の規定により破産管財人が継行する手續に係る保全処分について準用する。

(否認権の行使)
百七十三条 否認権は、訴え、否認の請求又は抗弁によつて、破産管財人が行使する。

前項の訴え及び否認の請求事件は、破産裁判所が管轄する。

方又は転得者を審尋しなければならない。
否認の請求を認容する決定があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
否認の請求の手続は、破産手続が終了したときは、終了する。

(否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え)
百七十五条 否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができ
る。

前項の訴えは、破産裁判所が管轄する。
第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、同項の決定を認可し、変更し、又は取り消す。

第一項の決定を認可する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。同項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときも、同様とする。

第一項の決定を認可し、又は変更する判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五

十九條第一項の定めることにより、仮執行の宣言をすることができる。
第一項の訴えに係る訴訟手続は、破産手続が終了したときは、第四十四条第四項の規定にかかるわらず、終了する。

したときも、同様とする。

第三節 法人の役員の責任の追及等

(役員の財産に対する保全処分)

第一百七十七条 裁判所は、法人である債務者について、破産手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、破産管財人の申立てにより又は職權で、当該法人の理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者(以下この節において「役員」という。)の責任に基づく損害賠償請求権につき、当該役員の財産に対する保全処分をすることができる。

2 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間に、緊急の必要があると認めるときは、債務者(保全管理人)が選任されている場合にあつては、保全管理人の申立てにより又は職權で、前項の規定による保全処分をすることができる。

3 裁判所は、前二項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

4 第一項若しくは第二項の規定による保全処分又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7 第二項から前項までの規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対しても準用する。第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

(役員の責任の査定の申立て等)

第一百七十八条 裁判所は、法人である債務者について、破産手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、破産管財人の申立てにより又は職權で、決定で、役員の責任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判(以下この節において「役員責任査定決定」という。)をすることができる。

2 前項の申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

3 裁判所は、職權で役員責任査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなければならない。

4 第一項の申立て又は前項の決定があつたときは、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判所の請求があつたもののみなす。

5 役員責任査定決定の手続(役員責任査定決定があつた後のものを除く。)は、破産手続が終了したときは、終了する。

(役員責任査定決定等)

第一百七十九条 役員責任査定決定及び前条第一項の申立てを棄却する決定には、理由を付さなければならぬ。

2 裁判所は、前項に規定する裁判をする場合に、役員を審査しなければならない。

3 役員責任査定決定があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(役員責任査定決定に対する異議の訴え)

第一百八十一条 役員責任査定決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、破産裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えは、これを提起する者が、役員であるときは破産管財人を、破産管財人であるときは役員を、それぞれ被告としなければならない。

4 第一項の訴えについての判断においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、役員責任査定決定を認可し、変更し、又は取り消す。

5 役員責任査定決定を認可し、又は変更した判断は、強制執行に関しては、給付を命ずる判断と同一の効力を有する。

6 役員責任査定決定を認可し、又は変更した判断は、強制執行に関しては、給付を命ずる判断と同一の効力を有する。

7 第二項から前項までの規定は、第三十三条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

(役員の責任の査定の申立て等)

第一百八十二条 前条第一項の訴えが、同項の期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、役員責任査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。

(社員の出資責任)

第一百八十三条 法人である債務者について、破産手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、破産管財人の申立てにより又は職權で、決定で、役員の責任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判(以下この節において「役員責任査定決定」という。)をすることができる。

2 前項の申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

3 裁判所は、職權で役員責任査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなければならない。

は、破産管財人は、匿名組合員に、その負担すべき損失の額を限度として、出資をさせることができる。

第七章 破産財団の換価

第一節 通則

に売却して当該担保権を消滅させることが破産債権者の一般的の利益に適合するときは、破産管財人は、裁判所に対し、当該財産を任意に売却し、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額に相当する金錢が裁判所に納付されることにより当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。ただし、当該担保権を有する者の利益を不当に害することとなると認められるときは、この限りでない。

1 破産管財人は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、別除権の目的である財産の換価をすることができる。この場合においては、別除権者は、その換価を拒むことができない。

2 前二項の場合には、民事執行法第六十三条及び第二百二十九条(これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

3 第二項の場合において、別除権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、破産管財人は、代金を別に寄託しなければならない。この場合においては、別除権者は、寄託された代金につき存する。

(別除権者が処分すべき期間の指定)

第一百八十五条 別除権者が法律に定められた方法によらないで別除権の目的である財産の処分をする権利を有するときは、裁判所は、破産管財人の申立てにより、別除権者がその処分をすべき期間を定めることができる。

2 別除権者は、前項の期間内に処分をしないときは、同項の権利を失う。

3 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 第一項の申立てについての裁判及び前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 第一項の申立てでは、次に掲げる事項を記載して、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

6 第一項の申立てでは、申立書(以下この節において「申立書」といふ。)でしなければならない。

7 第一項の申立てでは、次に掲げる事項を記載して、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

8 第一項の申立てでは、次に掲げる事項を記載して、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

9 第一項の申立てでは、次に掲げる事項を記載して、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

10 第一項の申立てでは、次に掲げる事項を記載して、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

11 第一項の申立てでは、次に掲げる事項を記載して、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

12 第一項の申立てでは、次に掲げる事項を記載して、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

13 第一項の申立てでは、次に掲げる事項を記載して、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

14 第一項の申立てでは、次に掲げる事項を記載して、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

15 第一項の申立てでは、次に掲げる事項を記載して、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

16 第一項の申立てでは、次に掲げる事項を記載して、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

17 第一項の申立てでは、次に掲げる事項を記載して、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

18 第一項の申立てでは、次に掲げる事項を記載して、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

に売却して当該担保権を消滅させることが破産債権者の一般的の利益に適合するときは、破産管財人は、裁判所に対し、当該財産を任意に売却し、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額に相当する金錢が裁判所に納付されることにより当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。ただし、当該担保権を有する者の利益を不当に害することとなると認められるときは、この限りでない。

1 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

2 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

3 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

4 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

5 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

6 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

7 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

8 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

9 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

10 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

11 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

12 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

13 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

14 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

15 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

16 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

17 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

18 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

19 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

20 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

21 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

22 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

23 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

24 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

25 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

26 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

27 破産管財人が、売却によってその相手方が得ることにより、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

(配当等の実施)

第一百九十二条 裁判所は、前条第四項に規定する民事執行法第八十五条第三項の規定により作成された電磁的記録であつて、第四項において準用する同条第五項の規定によりファイルに記録されたものをいう。に基づいて、その配当を実施しなければならない。

被申立担保権者が一人である場合又は被申立担保権者が二人以上であつて前条第四項に規定する金銭で各被申立担保権者の有する担保権によつて担保される債権を弁済することができる場合には、裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該金銭の電子交付計算書(裁判所が、最高裁判所規則で定めるところにより、弁済金を交付するため、当該金銭の額、各被申立担保権者の有する担保権によつて担保される債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額並びに弁済金の交付の順位及び額を記録して作成する電磁的記録をいう。次項において同じ)を作成して、被申立担保権者に弁済金を交付し、剩余金を破産管財人に交付する。

裁判所は、前項の規定により電子交付計算書を作成した場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

民事執行法第八十五条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十条及び第九十二条の規定は第二項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

第三節 商事留置権の消滅

第一百九十三条 破産手続開始の時において破産財團に属する財産につき商法又は会社法の規定による留置権がある場合において、当該財産が第三十六条の規定により継続されている事業に必要なものであるとき、その他当該財産の回復が破産財團の価値の維持又は増加に資するときは、破産管財人は、留置権者に対して、当該留置権の消滅を請求することができる。

前項の規定による請求をするには、同項の財産の価額に相当する金銭を、同項の留置権者に弁済しなければならない。

第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

3 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければな

4 前項の規定により第一項の留置権が消滅したことを原因とする同項の財産の返還を求める訴訟においては、第二項に規定する弁済の額が当該財産の価額を満たさない場合においても、原告の申立てがあり、当該訴訟裁判所は、相当の当と認めるときは、当該受訴裁判所は、相当の期間内に不足額を弁済することを条件として、第一項の留置権者に対して、当該財産を返還することを命ずることができる。

第八章 配当

第一节 通則

(配当の方法等)

第一百九十四条 破産債権者は、この章の定めるところに従い、破産財団から、配当を受けることができる。

(配当の順位等)

第一百九十五条 破産債権者は、この章の定めるところに従い、破産財団から、配当を受けることができる。

(配当の順位等)

第一百九十六条 破産管財人は、前条第一項の規定による許可があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した配当表を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。

(配当表)

第一百九十七条 破産管財人は、前条第一項の規定により配当表を裁判所に提出した後、遅滞なく、最後配当の手続に参加することができる債権の総額及び最後配当をすることができる金額を公告し、又は届出をした破産債権者に通知しなければならない。

(配当の公告等)

第一百九十八条 破産管財人は、前条第一項の規定により配当表を裁判所に提出した後、遅滞なく、最後配当の手続に参加することができる債権の総額及び最後配当をすることができる金額を公告し、又は届出をした破産債権者に通知しなければならない。

(配当の公告等)

第一百九十九条 破産管財人は、前条第一項の規定により配当表を裁判所に提出した後、遅滞なく、最後配当の手続に参加することができる債権の総額及び最後配当をすることができる金額を公告し、又は届出をした破産債権者に通知しなければならない。

(配当の公告等)

第二百条 破産債権者は、同一順位において配当をすべき破産債権について、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。

(配当の順位等)

第二百一条 同一順位において配当をすべき破産債権の額の割合に応じて、配当をする。

(配当の順位等)

第二百二十二条 第二節 最後配当

團に属する財産の換価の終了後においては、二百七十三条第一項に規定する場合を除き、遅滞なく、届出をした破産債権者に対し、この節の規定による配当(以下この章及び次章において「最後配当」という。)をしなければならない。

2 破産管財人は、最後配当をするには、裁判所の許可を得なければならない。

3 裁判所は、破産管財人の意見を聴いて、あらかじめ、最後配当すべき時期を定めることができることを命ずることができる。

4 最後配当の手続に参加することができる破産債権者の氏名又は名称及び住所

5 第一項の規定による届出があつた日又は同条第三項の規定による届出があつた日から起算して二週間以内に、破産管財人に對し、当該異議書記官の許可を得なければならない。

6 裁判所は、破産管財人の意見を聴いて、あらかじめ、最後配当をすべき時期を定めることができることを命ずることができる。

7 最後配当の手続に参加することができる破産債権者の氏名又は名称及び住所

8 第二項の規定による届出があつた日又は同条第三項の規定による届出があつた日から起算して二週間以内に、破産管財人に對し、当該異議書記官の許可を得なければならない。

9 第二項に規定するもの(以下「除斥期間」といふ)において「最後配当に関する除斥期間」という。申立てに係る査定の手続、破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続又は第百二十七条第一項の規定による受繼があつた訴訟手続が係属していることを証明しなければならない。

10 停止条件付債権又は将来の請求權である破産債権について最後配当の手続に参加するには、前項に規定する期間(以下この節及び第五節における「除斥期間」といふ)において「最後配当に関する除斥期間」という。申立てに係る査定の手続、破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続又は第百二十七条第一項の規定による受繼があつた訴訟手続が係属していることを証明しなければならない。

11 別除権者は、最後配当の手続に参加するには、次項の場合を除き、最後配当に関する除斥期間内に、破産管財人に對し、当該別除権に係る第六十五条第一項に規定する担保権によって担保される債権の全部若しくは一部が破産手続開始後に担保されないこととなつたことを証明し、又は当該担保権の行使によって弁済を受けられなければならない。

12 別除権者は、最後配当の手続に参加するには、次項の場合を除き、最後配当に関する除斥期間内に、破産管財人に對し、当該別除権に係る第六十五条第一項に規定する担保権によって担保される債権の全部若しくは一部が破産手続開始後に担保されないこととなつたことを証明し、又は当該担保権の行使によって弁済を受けられなければならない。

13 別除権者は、最後配当の手続に参加するには、次項の場合を除き、最後配当に関する除斥期間内に、破産管財人に對し、当該別除権に係る第六十五条第一項に規定する担保権によって担保される債権の全部若しくは一部が破産手続開始後に担保されないこととなつたことを証明し、又は当該担保権の行使によって弁済を受けられなければならない。

14 第百九十六条第三項前段(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により配当表に記載された根抵当権によって担保される破産債権については、最後配当に関する除斥期間内に当該担保権の行使によって弁済を受けられることができない債権の額を当該弁済を受けられた場合を除き、同条第三項後段(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により配当表に記載された根抵当権によって担保される破産債権については、最後配当に関する除斥期間内に当該担保権の行使によって弁済を受けられることができない債権の額を当該弁済を受けられた場合を除き、同条第三項のみなす。

15 第三項の規定は、準別除権者について準用する。

3 第一項の規定による通知が届出をした各破産債権者に通常到達すべきであった時を経過したときは、破産管財人は、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。

4 第二項の規定による通知が届出をした各破産債権者に通常到達すべきであった時を経過したときは、破産管財人は、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。

をすることができる間に限り、破産手続開始の申立てをることができる。ただし、限定承認又は財産分離があつたときは、相続債権者及び受遺者に対する弁済が完了するまでの間も、破産手続開始の申立てをすることができる。

第二百二十六条 裁判所は、破産手続開始の申立て後、破産手続開始の決定前に債務者について相続開始の申立てをすることができる。

第二百二十七条 裁判所は、破産手続開始の申立て後、相続債権者、受遺者、相続が開始したときは、相続債権者、受遺者、相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行者の申立てにより、当該相続財産についてその破産手続を続行する旨の決定をすることができる。

第二百二十八条 前項に規定する続行の申立ては、相続が開始した後一月以内にしなければならない。

第二百二十九条 第一項に規定する破産手続は、前項の期間内に第一項に規定する続行の申立てがなかつた場合は、その期間が経過した時に、前項の期間内に第一項に規定する続行の申立てがあつた場合で、当該申立てを却下する裁判が確定したときはその時に、それぞれ終了する。

第二百三十条 第一項に規定する続行の申立てを却下する裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

(破産手續開始の決定後の相続の開始)

第二百三十四条 裁判所は、破産手續開始の決定後に破産者について相続が開始したときは、当該相続財産についてその破産手續を続行する。

(限定承認又は財産分離の手續との関係)

第二百三十五条 第一項に規定する続行の申立てを却下する裁判が確定したときはその時に、それぞれ終了する。

(相続人等の説明義務等)

第二百三十六条 第一項に規定する続行の申立てがなかつた場合には、前項の期間内に第一項に規定する続行の申立てがあつた場合で、当該申立てを却下する裁判が確定したときはその時に、それぞれ終了する。

(相続財産の範囲)

第二百三十七条 相続財産について破産手續開始の決定があつた場合には、相続財産に属する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない）は、破産財團とする。この場合においては、被相続人が相続人に對して有していた権利は、消滅しなかつたもののみなす。この場合においては、相続人は、被相続人が相続人に対して有していた権利は、相続人が相続財産の全部又は一部を処分した後、相続財産について破産手續開始の決定があつたときは、相続人が反対給付について有する権利は、破産財團に属する。

第二百三十八条 前項に規定する場合において、相続人が既に同項の反対給付を受けているときは、相続人が既に権利は、破産財團に屬する。

は、当該反対給付を破産財團に返還しなければならない。ただし、相続人が当該反対給付を受けた当时、破産手續開始の原因となる事実又は破産手續開始の申立てがなつたときは、その現に受けている利益を返還すれば足りる。

第二百三十九条 相続財産について破産手續開始の決定があつた場合には、次に掲げる者は、破産決済があった場合には、次に掲げる者は、破産（相続人等の説明義務等）

に關し必要な説明をしなければならない。

一 被相続人の代理人であつた者

二 相続人及びその代理人

三 相続財産の管理人、相続財産の清算人及び遺言執行人

四 前項の規定は、同項第二号又は第三号に掲げる者であつた者について準用する。

五 第三十七条及び第三十八条の規定は、相続財産について破産手續開始の決定があつた場合における相続人並びにその法定代理人及び支配人について準用する。

(相続債権者及び受遺者の地位)

第二百四十一条 相続財産について破産手續開始の決定があつた場合には、相続債権者及び受遺者は、相続人について破産手續開始の決定があつたときでも、その債権の全額について破産手續に参加することができる。

(相続人の地位)

第二百四十二条 相続財産について破産手續開始の決定があつた場合には、相続人及び受遺者は、相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権者は、相続財産に属する相続人の債権者を害することとあるのは、「第二百三十五条第一項の破産債権者を害すること」と読み替えるものとする。

(否認後の残余財産の分配等)

第二百四十三条 相続財産について破産手續開始の決定があつた場合において、被相続人、相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行人が否認されたときは、破産管財人は、相続債権者に弁済をした後、否認された行為の相手方にその権利の価額に応じて残余財産を分配しなければならない。

(相続人の同意による破産手續廃止の申立て)

第二百四十四条 相続人について破産手續開始の決定があつた場合には、相続債権者及び受遺者は、財産分離があつたとき、又は相続財産について破産手續開始の決定があつたとき、又は相続財産の全額について破産手續に参加することができる。

第二百四十五条 第二百三十九条に規定する期間内にされた破産手續開始の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権者は、相続人の破産財團については、相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

第二百四十六条 第二百三十九条に規定する期間内にされた破産手續開始の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権者は、相続人の固有財産については相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先し、相続財産については相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

第二百四十七条 第二百三十九条に規定する期間内にされた破産手續開始の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

第二百四十八条 第二百三十九条に規定する期間内にされた破産手續開始の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

第二百四十九条 第二百三十九条に規定する期間内にされた破産手續開始の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

(相続人の同意による破産手續廃止の申立て)

第二百五十条 第二百三十九条に規定する期間内にされた破産手續開始の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

(相続人の同意による破産手續廃止の申立て)

第二百五十二条 第二百三十九条に規定する期間内にされた破産手續開始の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

(相続人の同意による破産手續廃止の申立て)

を知った時から三月以内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

(否認権に関する規定の適用関係)

第二百五十四条 相続財産について破産手續開始の決定がなされた場合には、被相続人、相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行人が相続財産について了承し若しくは破産手續終結の行為とみなす。

第二百五十五条 相続財産について破産手續開始の決定があつた場合において、受遺者に対する担保の供与等の否認（受遺者に対する担保の供与等の否認）

の決定があつた場合には、限定承認又は財産分離の決定が確定し、又は破産手續終結の決定があつた場合には、限定承認又は財産分離の弁済に必要な行為をする権限を有するときには、破産手續開始の決定の取消し若しくは破産手續終止の決定が確定し、又は破産手續終結の行為とみなす。

第二百五十六条 第二百三十九条第二項の規定は、前項の行為が同項の規定により否認された場合について準用する。この場合において、同条第二項中「破産債権者を害すること」とあるのは、「第二百三十五条第一項の破産債権者を害すること」と読み替えるものとする。

第二百五十七条 第二百三十九条第二項の規定は、前項の行為が同項の規定により否認された場合において、被相続人、相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行人が否認されたときは、破産管財人は、相続債権者に弁済をした後、否認された行為の相手方にその権利の価額に応じて残余財産を分配しなければならない。

第二百五十八条 第二百三十九条第二項の規定は、前項の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

第二百五十九条 第二百三十九条第二項の規定は、前項の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

第二百六十条 第二百三十九条第二項の規定は、前項の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

第二百六十二条 第二百三十九条第二項の規定は、前項の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

第二百六十三条 第二百三十九条第二項の規定は、前項の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

第二百六十四条 第二百三十九条第二項の規定は、前項の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

第二百六十五条 第二百三十九条第二項の規定は、前項の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

第二百六十六条 第二百三十九条第二項の規定は、前項の申立てにより相続人について破産手續開始の決定があつたときは、相続人の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

続開始の決定があつた後に、財産分離の手続において権利行使したことにより、破産債権について弁済を受けた場合も、同様とする。

前項の相続債権者若しくは受遺者又は相続人の債権者は、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済（相続人が数人ある場合には、当該の債権者若しくは受遺者又は相続人の相続分に受けた弁済（相続人が数人ある場合には、当該の債権者若しくは受遺者又は相続人の相続分に受けた部分に限る。次項において同じ。））と同じ割合の配当を受けるまでは、破産手続により、配当を受けることができない。

第一項の相続債権者若しくは受遺者又は相続人の債権者は、前項の弁済を受けた債権の額について、議決権行使することができない。

第二百四十二条 相続人について破産手続開始の決定があつた後、当該相続人が限定承認をしたとき、又は当該相続人について財産分離があつたときは、破産管財人は、当該相続人の固有財産と分別して相続財産の管理及び処分をしなければならない。限定承認又は財産分離があつたときに相続人について破産手続開始の決定があつたときも、同様とする。

破産管財人が前項の規定による相続財産の管理及び処分を終えた場合において、残余財産があるときは、その残余財産のうち当該相続人に帰属すべき部分は、当該相続人の固有財産となす。この場合において、破産管財人は、その残余財産について、破産財団の財産目録及び貸借対照表を補充しなければならない。

第三節 受遺者の破産

第一百四十三条 前節の規定は、包括受遺者について破産手続開始の決定があつた場合について準用する。

（特定遺贈の承認又は放棄）

第一百四十四条 破産手続開始の決定前に破産者のために特定遺贈があつた場合において、破産者が当該決定の時においてその承認又は放棄をしていなかつたときは、破産管財人は、破産者に代わつて、その承認又は放棄をすることができる。

民法第九百八十七条の規定は、前項の場合について準用する。

第十章の二 信託財産の破産に関する特則

（信託財産に関する破産事件の管轄）

第二百四十四条の二 信託財産についてのこの法律の規定による破産手続開始の申立てでは、信託財産に属する財産又は受託者の住所が日本国内にある限り、することができる。

（信託財産の管轄）

第二百四十四条の五 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、破産手続開始の決定があつた場合には、次に掲げる者（第二百四十四条の二第二項及び第三項）と、第七条第五号中「同条第一項又は第二項」とあるのは「第二百四十四条の二第二項又は第三項」とする。

前三項の規定により、以上の方裁判所が管轄権を有するときは、信託財産に関する破産事件は、先に破産手続開始の申立てがあつた地方裁判所が管轄する。

（信託財産の破産手続開始の原因）

第二百四十四条の三 信託財産に対する第十五条第一項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過（受託者が、信託財産責任負担債務につき、信託財産に属する財産をもつて完済することができない状態をいう。）」とする。

（破産手続開始の申立て）

第二百四十四条の四 信託財産については、信託債権（信託法第二十一条第二項第二号に規定する信託債権をいいう。次項第一号及び第二百四十四条の七において同じ。）を有する者又は受益者（信託法人若しくは同法第七十条第一項の管理人（以下「受託者等」と総称する。）も、破産手続開始の申立てをすることができる。

（特定の各号に定める事実を疎明しなければならない。）

第二百四十四条の七 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、信託債権を有する者及び受益者は、受託者について破産手続開始の申立てをすることができる。

（信託債権を有する者又は受益者）

第二百四十四条の八 信託法第四十九条第一項において準用する場合においては、その有する信託債権又は受益債権は、受益債権に優先する。ただし、信託行為の定めにより、約定劣後財産の破産手続開始の原因となる事實

二 受託者等 当該信託財産の破産手続開始の原因となる事實

（受託者の地位）

第二百四十四条の九 信託財産について破産手続開始の決定があつたときは、固有財産等責任負担債務（信託法第二十二条第一項に規定する固有財産等責任負担債務をいう。）に係る債権を有する者は、破産債権者としてその権利を行使することができない。

（固有財産等責任負担債務に係る債権者の地位）

第二百四十四条の十 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、當該行為の相手方が受託者等又は会計監査人であるときは、その相手方は、当該行為の当时、受託者等が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知つていたものと推定する。

第二百四十四条の十一 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、當該行為の相手方が受託者等又は会計監査人であるときは、その相手方は、当該行為の当时、受託者等が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知つていたものと推定する。

（否認権に関する規定の適用関係）

第二百四十四条の十二 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、第六章第二節の規定の適用については、受託者等が信託財産に關してした行為は、破産者がした行為とみなす。

（否認権に関する規定の適用）

第二百四十四条の十三 第一百六十二条第一項の規定の適用については、当該行為の相手方が受託者等又は会計監査人であるときは、その相手方は、当該行為の当时、受託者等が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知つていたものと推定する。

第二百四十四条の十四 第一百六十二条第一項の規定の適用については、当該行為の相手方が受託者等又は会計監査人であるときは、その相手方は、当該行為の当时、受託者等が同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であったこと及び支払の停止があつたこと）を知つていたものと推定する。

（信託債権者及び受益者の地位）

第二百四十四条の十五 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、信託債権を有する者及び受益者は、受託者について破産手続開始の申立てをすることができる。

（信託債権者及び受益者の地位）

第二百四十四条の十六 第一百六十二条第一項及び第二百七十二条の二第二項の規定の適用については、当該行為の相手方が受託者等又は会計監査人であるときは、その相手方は、当該行為の当时、受託者等がこれら規定期間内に定めた事実を疎明しなければならない。

（信託債権者及び受益者の地位）

第二百四十四条の十七 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、信託債権を有する者及び受益者は、受託者について破産手続開始の申立てをすることができる。

（信託債権者及び受益者の地位）

第二百四十四条の十八 信託法第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。の規定により、受託者が有する権利は、信託財産についての破産手続との関係においては、金銭債権とみなす。

（同法第五十三条第二項及び第五十四条第四項において准用する場合を含む。）の規定により、受託者が有する権利は、信託財産についての破産手続との関係においては、金銭債権とみなす。

（同法第五十三条第二項及び第五十四条第四項において准用する場合を含む。）の規定により、受託者が有する権利は、信託財産についての破産手続との関係においては、金銭債権とみなす。

(破産管財人の権限)

第二百四十四条の十一 信託財産について破産手続開始の決定があつた場合には、次に掲げるものは、破産管財人がする。

- 一 信託法第二十七条第一項又は第二項の規定による取消権の行使
- 二 信託法第三十一条第五項の規定による追認
- 三 信託法第三十一条第六項又は第七項の規定による取消権の行使
- 四 信託法第三十二条第四項の規定による権利の行使
- 五 信託法第四十条又は第四十一条の規定による責任の追及
- 六 信託法第四十二条（同法第二百五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による責任の免除
- 七 信託法第二百二十六条第一項、第二百二十九条第一項又は第二百五十四条第一項の規定による責任の追及
- 八 信託法第二百二十六条第一項、第二百二十九条第一項又は第二百五十四条第一項の規定による責任の免除

前項の規定は、保全管理人について準用する。 第百七十七条の規定は信託財産について破産手続開始の決定があつた場合における受託者等又は会計監査人の財産に対する保全処分について、第百七十八条から第百八十一条までの規定は信託財産についての破産手続における受託者等又は会計監査人の責任に基づく損失のてん補又は原状の回復の請求権の査定について、それぞれ準用する。
(保全管理命令)

第二百四十四条の十二 信託財産について破産手続開始の申立てがあつた場合における第三章第二節の適用については、第九十一条第一項中「債務者（法人である場合に限る。以下この節、第一百四十八条第四項及び第一百五十二条第二項において同じ。）の財産」とあり、並びに同項、第九十三条第一項及び第九十六条第二項中「債務者の財産」とあるのは、「信託財産に属する財産」とする。

(破産債権者の同意による破産手続廃止の申立て)

第二百四十四条の十三 信託財産の破産についての第一百八十八条第一項の申立ては、受託者等がする。 受託者等が数人あるときは、前項の申立てをすれば、各受託者等がすることができる。

3 信託財産の破産について第一項の申立てをするには、信託の変更に関する規定に従い、あら

かじめ、当該信託を継続する手続をしなければならない。

第十一章 外国倒産処理手続がある場合の特則

第二百四十五条 破産管財人は、破産者についての外国倒産処理手続（外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下この章において同じ。）がある場合には、外国管財人（当該外国倒産処理手続において破産者の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下この章において同じ。）に對し、破産手続の適正な実施のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、破産管財人は、外国管財人に對し、外国倒産処理手続の適正な実施のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

(外国管財人の権限等)

第二百四十六条 外国管財人は、債務者について破産手続開始の申立てをすることができる。 債権者集会の期日に出席し、意見を述べることができる。

3 第百四十七条の規定により外國管財人が破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

4 第一百四十七条第一項の規定により外國管財人は、破産者（債務者）の破産手続において、包括的禁止命令又はこれを変更し、若しくは取り消す旨の決

場合には、同項の規定により代理した破産債権者のために、外国倒産処理手続に屬する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の破産債権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該破産債権者の授権がなければならない。

第二百四十九条 免責手続及び復権

第一節 免責手続

(免責許可の申立て)

第二百四十八条 個人である債務者（破産手続開始の決定後においては、破産者。第四項を除き、以下この節において同じ。）は、破産手続開始の申立てがあつた日から破産手続開始の決定が確定した日以後一月を経過する日までの間に、破産裁判所に対し、免責許可の申立てをすることができる。

2 前項の債務者（以下この節において「債務者」という。）は、その責めに帰することができない事由により同項に規定する期間内に免責許可の申立てをすることができなかつた場合は、その事由が消滅した後一月以内に限り、当該申立てをすることができる。

3 免責許可の申立てをするには、最高裁判所が定める事項を記載した債務者名簿を提出しなければならない。ただし、当該申立てと同時に債務者名簿を提出することができないとときは、当該申立ての後遅滞なくこれを提出すれば足りる。

4 債務者が破産手続開始の申立てをした場合は、当該申立てと同時に免責許可の申立てをしてしたものとみなす。ただし、当該債務者が破産手続開始の申立ての際に反対の意思を表示しているときは、この限りでない。

5 前項本文の規定により免責許可の申立てをしたものとみなされたときは、第二十条第二項の債権者一覧表を第三項本文の債権者名簿とみなす。

二 再生手続開始の申立て 当該申立ての棄却の決定
 却、再生手続廃止又は再生計画不認可の決定（強制執行の禁止等）

第二百五十二条

第二百五十二条第一項各号に掲げる事由の有無又は同条第二項の規定による免責許可の決定をするかどうかの判断に當たつて考慮すべき事情についての調査をさせ、その結果を報告させることができる。

3 第二百八十八条第一項の申立て又は再生手続開始の申立てをすることができない。

6 債務者は、免責許可の申立てをしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める決定が確定した後でなければ、免責許可の申立てをすることができない。

7 債務者は、次の各号に掲げる申立てをしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める決定が確定した後でなければ、免責許可の申立てを却下した決定又は免責不許可の決定

(免責についての調査及び報告)

第二百五十一条 裁判所は、破産管財人に、第二百五十二条第一項各号に掲げる事由の有無又は同条第二項の規定による免責許可の決定をするか

2	破産者は、前項に規定する事項について裁判所が行う調査又は同項の規定により破産管財人が行う調査に協力しなければならない。 第二百五十二条 裁判所は、免責許可の申立てがあつたときは、破産手続開始の決定があつた時以後、破産者につき免責許可の決定をすることの当否について、破産管財人及び破産債権者（第二百五十三条第一項各号に掲げる請求権を有する者を除く。次項、次条第四項及び第二百五十四条において同じ。）が裁判所に対し意見を述べことができる期間を定めなければならぬ。
2	裁判所は、前項の期間を定める決定をしたときは、その期間を公告し、かつ、破産管財人及び知れている破産債権者にその期間を通知しなければならない。 第三項 第一項の期間は、前項の規定による公告が効力を生じた日から起算して一月以上でなければならぬ。 （免責許可の決定の要件等）
3	裁判所は、破産者について、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しない場合には、免責許可の決定をする。 一 債権者を害する目的で、破産財団に属し、又は属すべき財産の隠匿、損壊、債権者に不利益な処分その他の破産財団の価値を不当に減少させる行為をしたこと。 二 破産手続の開始を遅延させる目的で、著しく不利益な条件で債務を負担し、又は信用取引により商品を買い入れてこれを著しく不利益な条件で処分したこと。 三 特定の債権者に対する債務について、当該債権者に特別の利益を与える目的又は他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて、債務者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをしたこと。 四 浪費又は賭博その他の射幸行為をしたこと。 五 破産手続開始の申立てがあつた日の一年前の間に、破産手続開始の原因となる事実があることを知りながら、当該事実がないと信じさせるため、詐術を用いて信用取引により財産を取得したこと。

4	六 業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造したこと。 七 虚偽の債権者名簿（第二百四十八条第五項の規定により債権者名簿とみなされる債権者一覧表を含む。次条第一項第六号において同じ。）を提出したこと。 八 破産手続において裁判所が行う調査において、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたことで、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたこと。 九 不正の手段により、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害したこと。 十 次のイからハまでに掲げる事由のいずれかがある場合において、それぞれイからハまでに定める日から七年以内に免責許可の申立てがあつたこと。 イ 免責許可の決定が確定したこと 当該免責許可の決定の確定の日 ロ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十九号）第二百三十九条第一項に規定する給与所得者等再生における再生計画が遂行されたこと 当該再生計画認可の決定の確定の日
---	--

5	5 の送達については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。 六 裁判所は、免責不許可の決定をしたときは、直ちに、その電子裁判書を破産者に送達されなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。 七 裁判所は、免責不許可の決定が確定した場合には、その電子裁判書を当事者に送達されなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。 八 裁判所は、免責不許可の決定が確定した場合には、その電子裁判書を当事者に送達されなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。 九 不正の手段により、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害したこと。 十 次のイからハまでに掲げる事由のいずれかがある場合において、それぞれイからハまでに定める日から七年以内に免責許可の申立てがあつたこと。 イ 免責許可の決定が確定したこと 当該免責許可の決定の確定の日 ロ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十九号）第二百三十九条第一項に規定する給与所得者等再生における再生計画が遂行されたこと 当該再生計画認可の決定の確定の日
---	--

6	六 の送達については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。 七 裁判所は、免責不許可の決定は、破産債権者が破産者の保証人その他破産者と共に債務を負担する者に対する有する権利及び破産者以外の者が破産債権者のために供した担保に影響を及ぼさない。裁決は、即時抗告をすることができる。前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達されなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。 八 裁判所は、免責不許可の決定が確定した場合には、その電子裁判書を当事者に送達されなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。 九 不正の手段により、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害したこと。 十 次のイからハまでに掲げる事由のいずれかがある場合において、それぞれイからハまでに定める日から七年以内に免責許可の申立てがあつたこと。 イ 免責許可の決定が確定したこと 当該免責許可の決定の確定の日 ロ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十九号）第二百三十九条第一項に規定する給与所得者等再生における再生計画が遂行されたこと 当該再生計画認可の決定の確定の日
---	--

に対する債権を有するに至つた者があるときは、その者は、新たな破産手続において、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

8 前条第三項の規定は、免責取消しの決定が確定した場合について準用する。

第二節 復権

(復権)

第二百五十五条 破産者は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、復権する。次条第

一項の復権の決定が確定したときも、同様とする。

一 免責許可の決定が確定したとき。

二 第二百十八条第一項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき。

三 再生計画認可の決定が確定したとき。

四 破産者が、破産手続開始の決定後、第二百六十五条の罪について有罪の確定判決を受けることなく十年を経過したとき。

前項の規定による復権の効果は、人の資格に関する法令の定めるところによる。

3 免責取消しの決定又は再生計画取消しの決定が確定したときは、第一項第一号又は第三号の規定による復権は、将来に向かつてその効力を失う。

(復権の決定)

第二百五十六条 破産者が弁済その他の方法により破産債権者に対する債務の全部についてその責任を免れたときは、破産裁判所は、破産者の申立てにより、復権の決定をしなければならない。

2 裁判所は、前項の申立てがあつたときは、その旨を公告しなければならない。

3 破産債権者は、前項の規定による公報があつた日から起算して三ヶ月以内に、裁判所に対し、第一項の申立てについて意見を述べることができる。

4 第一項の申立てについての裁判があつた場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めることにより、その主文を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

5 裁判所は、第一項の申立てについての裁判をしたときは、その電子裁判書を破産者に、前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を送達しない。この場合において、電子裁判書の送達に

については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 第一項の申立てについての裁判に対する抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

第十三章 雜則

(法人の破産手続に関する登記の嘱託等)

第二百五十七条 法人である債務者について破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職權で、遅滞なく、破産手続開始の登記を当該破産者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。ただし、破産者が外国法人であるときは、外国会社にあつては日本における各代表者(日本に住所を有するものに限る)の住所地(日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地)、その他の外国法人にあつては各事務所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。

第二百五十八条 個人である債務者について破産手続開始の決定があつた場合において、次に掲げるときは、裁判所書記官は、職權で、遅滞なく、破産手続開始の登記を登記所に嘱託しなければならない。

一 当該破産者に関する登記があることを知つたとき。

二 破産財団に属する権利で登記がされたものがあることを知つたとき。

三 前号の登記に後れる登記があるときは、当該登記は、当該破産者について、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合又は破産手続終結の決定があつた場合について準用する。

4 判所書記官は、第一項第二号の規定により破産手続開始の登記がされた権利について、第三十四条第四項の決定により破産財団に属しないこととされたときは、職權で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。破産管財人がその登記がされた権利を放棄し、その登記の抹消の嘱託の申立てをしたときも、同様とする。

5 前項の登記には、保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第七十六条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに破産管財人が職務を分掌することについて同項ただし書が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。

6 第一項の債務者について保全管理命令が発せられたときは、裁判所書記官は、職權で、遅滞なく、保全管理命令の登記を同項に規定する登記所に嘱託しなければならない。

7 前項の登記には、保全管理人の旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて第七十六条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて第九十六条第一項において準用する第七十六条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて第九十六条第一項ただし書の登記内容をも登記しなければならない。

8 第四項の規定は、同項に規定する裁判の変更であつたときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて第九十六条第一項ただし書の登記内容をも登記しなければならない。

9 第一項第二号(第二項において準用する場合を含む)及び前項後段の規定は、相続財産又は信託財産について破産手続開始の決定があつた場合について準用する。

10 第一項第二号の規定は、信託財産について保全管理命令があつた場合又は当該保全管理命令の変更若しくは取消しがあつた場合について準用する。

(保全処分に関する登記の嘱託)

第二百五十九条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職權で、遅滞なく、当該保全処分の登記を嘱託しなければならない。

11 債権者の財産に属する権利で登記されたものに

7 第一項の規定は、同項の破産者につき、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合又は破産手続終結の決定があつた場合について準用する。

8 前項の規定は、限定責任信託に係る信託財産について準用する。この場合において、第一項中「当該破産者の本店又は主たる事務所の所在地」とあるのは、「当該限定期限責任信託の事務処理地(信託法第二百六十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。)」と読み替えるものとする。

9 「当該破産者の本店又は主たる事務所の所在地」とあるのは、「当該限定期限責任信託の事務処理地(信託法第二百六十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。)」と読み替えるものとする。

10 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保全処

分が効力を失つた場合について準用する。

(否認の登記)

第二百六十条 登記の原因である行為が否認されたときは、破産管財人は、否認の登記を申請しなければならない。登記が否認されたときも、同様とする。

2 登記官は、前項の否認の登記に係る権利に関する登記をするときは、職權で、次に掲げる登記を抹消しなければならない。

1 当該否認の登記がされた行為を登記原因とする登記又は否認された行為を登記原因为する登記をするときは、職權で、次に掲げる登記を抹消しなければならない。

2 不否認された行為を登記原因为する登記又は否認された登記

3 前号の登記に後れる登記があるときは、当該登記は、前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記(破産手続の関係において、その効力を主張することができるものに限り)がされているときは、同項の規定にかかる。)がされていては、登記官は、職權で、当該否認の登記の抹消及び同号に掲げる登記に係る権利の破産者への移転の登記をしなければならない。

4 裁判所書記官は、第一項の否認の登記がされた場合において、破産者について、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定したとき、又は破産手続終結の決定があつたときは、職權で、遅滞なく、当該否認の登記の抹消を嘱託しなければならない。破産管財人が第二項第二号に掲げる登記に係る権利を放棄し、否認の登記の抹消の嘱託の申立てをしたときは、同様とする。

5 裁判所書記官は、第二項の登記がされた場合において、破産者について、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定したとき、又は破産手続終結の決定があつたときは、職權で、遅滞なく、当該否認の登記の抹消を嘱託しなければならない。破産管財人が第二項第二号に掲げる登記に係る権利を放棄し、否認の登記の抹消の嘱託の申立てをしたときは、同様とする。

6 裁判所書記官は、登記免許税を課さない。

(登録のある権利への準用)

第二百六十二条 第二百五十八条第一項第二号及び同項第二項において準用する同号(これら

項において準用する場合を含む。)の規定による保全処分があつたときは、登記のある権利に関し第百七十二条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による保全処分があつたとき。

二 登記のある権利に關し第百七十二条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による保全処分があつたとき。

三 第百七十二条第一項若しくは第二項(同

又は第百七十七条第一項若しくは第二項(同

又は第七項において準用する場合を含む。)の規定による保全処分があつたとき。

規定を同条第四項において準用する場合を含む。同条第三項（同条第四項において同条第三項後段の規定を準用する場合を含む。）並びに前二条の規定は、登録のある権利について準用する。（責任制限手続による破産手続の中止）

第二百六十三条 破産者のために開始した責任制限手続について責任制限手続廃止の決定があつたときは、破産手続は、その決定が確定するまで中止する。

（責任制限手続の廃止の場合の措置）
第二百六十四条 破産者のために開始した責任制限手続について責任制限手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所は、制限債権者のためには債権の届出をすべき期間及び債権の調査をするための期間又は期日を定めなければならない。

第二百六十五条 破産手続開始の前後を問わず、債務者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者（相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産については信託財産。次項において同じ。）について破産手続開始の決定が確定したときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれに併科する。債務者又は保全管理人が法人であるときは、前項の規定は、破産管財人又は保全管理人の職務を行ふ役員又は職員に適用する。

（詐欺破産罪）
第二百六十六条 破産手続開始の決定が確定した場合には、裁判所は、制限債権者のためには債権の届出をすべき期間及び債権の調査をするための期間又は期日を定めなければならない。

（詐欺破産罪）
第二百六十七条 破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害をえたときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（説明及び検査の拒絶等の罪）
第二百六十八条 第四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二百三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第二百四十四条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九十六条第一項において準用する第四十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者も、同様とする。

（説明及び検査の拒絶等の罪）
第二百六十九条 破産者（信託財産の破産については、受託者等）が第四十一条（第二百四十四条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出を拒み、又は虚偽の書面を裁判所に提出したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（重要財産開示拒絶等の罪）
第二百七十一条 破産手続開始の前後を問わず、債務者を害する目的で、債務者の業務及び財産（相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産）の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債務者（相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産）について破産手続開始の決定が確定したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（虚偽の説明拒絶等の罪）
第二百七十二条 第二项第一項において準用する場合を含む。）又は第二百四十四条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときも、前項前段と同様とする。

（虚偽の説明拒絶等の罪）
第二百七十三条 債務者（相続財産の破産にあつては相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行者を、信託財産の破産にあつては受託者等を含む。以下この条において同じ。）が、破産手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務の供与又は債務の消滅に関する行為であつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、破産手続開始の決定が確定したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（審尋における説明拒絶等の罪）
第二百七十四条 債務者が、破産手続開始の申立て（債務者以外の者がしたものを除く。）又は

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前

条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い

必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一八年二月一五日法律第

一〇九号) 抄

この法律は、新信託法の施行の日から施行す
る。

附則 (平成二三年五月二十五日法律第五

三号) 抄

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日か
ら施行する。

附則 (平成二三年六月一日法律第五七

号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (平成二三年六月一日法律第五七

号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (平成二三年六月三日法律第六一

号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日 (以
下「施行日」という) から施行する。

附則 (平成二三年六月二十四日法律第七

号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十
日を経過した日から施行する。

附則 (平成二四年三月三一日法律第一

号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二十五年七月一日

イ 及びロ 略

ハ 第七条の規定及び附則第七十二条から第

規定期によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例によ
ることとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定にあっては、当該規定。以下この条におい
て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例によ
ることとする。

(政令への委任)

第八十条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定
める。

附則 (平成二五年六月一九日法律第四

五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成二五年六月一九日法律第四

五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (平成二五年六月一九日法律第四

五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (平成二五年六月一九日法律第四

五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (平成二五年六月一九日法律第四

五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (平成二五年六月一九日法律第四

五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (平成二五年六月一九日法律第四

五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (平成二五年六月一九日法律第四

五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (平成二五年六月一九日法律第四

五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

第一百二十二条第二項の改正規定、第九条の規
定、第十四条中銀行法第十三条第一項及び第
三項、第二十四条第二項、第五十二条の二十
三項、第二十四条第二項、第五十二条の二十
二項及び第二項並びに第五十二条の三十
二項の改正規定、第十六条中保険業法第
百二十八条第二項、第二百条第二項、第二百
一条第二項、第二百二十六条第二項、第二百
七十二条の二十七第一項、第二百七十二条の二
二十二第二項及び第二百七十二条の四十第二
項の改正規定、第十八条の規定、第十九条中
農林中央金庫法第五十八条第一項及び第三項
並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十
一条中信託業法第四十二条第三項及び第五十
八条第二号の次に二号を加える改正規定並び
に同法第百九十八条の三、第一百九十八条の六
第二号、第二百五十五条第十四号並びに第二百七
一条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三
条の規定、第四条中農業協同組合法第十一
条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第
五条のうち水産業協同組合法第十一
条第五項を第六項とし、第四項の次に一
項を加える改正規定及び同法第五十二条の二
十二第四項中「前三項」を「前各項」に改
め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次
に一項を加える改正規定、第十五条の規定、
第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中
第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加
える改正規定、第二十二条中信託業法第九
一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八
条第一項の改正規定、第二十二条の規定並び
に附則第三十条(株式会社地域経済活性化支
援機構法(平成二十二年法律第六十三号)第
二十三条第二項の改正規定に限る)、第三十
一条(株式会社東日本大震災事業者再生支援
機構法(平成二十三年法律第六十三号)第十
七条第二項の改正規定に限る)、第三十二
条、第三十六条及び第三十七条の規定
の日から起算して二十日を経過した日

定、第十四条中銀行法第十三条第一項及び第
三項、第二十四条第二項、第五十二条の二十
三項、第二十四条第二項、第五十二条の二十
二項及び第二項並びに第五十二条の三十
二項の改正規定、第十六条中保険業法第
百二十八条第二項、第二百条第二項、第二百
一条第二項、第二百二十六条第二項、第二百
七十二条の二十七第一項、第二百七十二条の二
二十二第二項及び第二百七十二条の四十第二
項の改正規定、第十八条の規定、第十九条中
農林中央金庫法第五十八条第一項及び第三項
並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十
一条中信託業法第四十二条第三項及び第五十
八条第二号の次に二号を加える改正規定並び
に同法第百九十八条の三、第一百九十八条の六
第二号、第二百五十五条第十四号並びに第二百七
一条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三
条の規定、第四条中農業協同組合法第十一
条第五項を第六項とし、第四項の次に一
項を加える改正規定及び同法第五十二条の二
十二第四項中「前三項」を「前各項」に改
め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次
に一項を加える改正規定、第十五条の規定、
第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中
第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加
える改正規定、第二十二条中信託業法第九
一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八
条第一項の改正規定、第二十二条の規定並び
に附則第三十条(株式会社地域経済活性化支
援機構法(平成二十二年法律第六十三号)第
二十三条第二項の改正規定に限る)、第三十
一条(株式会社東日本大震災事業者再生支援
機構法(平成二十三年法律第六十三号)第十
七条第二項の改正規定に限る)、第三十二
条、第三十六条及び第三十七条の規定
の日から起算して二十日を経過した日

（政令への委任）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から
施行する。

附則 (令和元年二月一一日法律第七

一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法改正法の施行の日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

附則 (令和元年二月一一日法律第七

二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法改正法の施行の日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

附則 (令和元年二月一一日法律第七

三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法改正法の施行の日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

附則 (令和元年二月一一日法律第七

四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法改正法の施行の日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

附則 (令和元年二月一一日法律第七

五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法改正法の施行の日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

附則 (令和元年二月一一日法律第七

六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法改正法の施行の日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

附則 (令和元年二月一一日法律第七

七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法改正法の施行の日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

附則 (令和元年二月一一日法律第七

八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法改正法の施行の日から施
行する。

び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国
際条約が日本国について効力を生ずる日から施
行する。

附則 (令和元年六月一二日法律第三

一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から
施行する。

附則 (令和元年五月一七日法律第二

二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施
行する。ただし、第百三条の二、第百三十三条の三及
び第百三十三条の二、第百三十三条の三及び第百三
三条の二の規定は、「第八十六条第一項」に改める部分に限る。」
（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定にあっては、当該規定。以下この条におい
て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例によ
ることとする。

附則 (令和元年五月一七日法律第二

三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施
行する。ただし、第百三条の二、第百三十三条の三及
び第百三十三条の二、第百三十三条の三及び第百三
三条の二の規定は、「第八十六条第一項」に改める部分に限る。」
（罰則の適用に関する経過措置）

第三十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定にあっては、当該規定。以下この条におい
て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例によ
ることとする。

附則 (令和元年五月一七日法律第二

四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施
行する。ただし、第百三条の二、第百三十三条の三及
び第百三十三条の二、第百三十三条の三及び第百三
三条の二の規定は、「第八十六条第一項」に改める部分に限る。」
（罰則の適用に関する経過措置）

第三十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定にあっては、当該規定。以下この条におい
て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例によ
ることとする。

附則 (令和元年五月一七日法律第二

五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施
行する。ただし、第百三条の二、第百三十三条の三及
び第百三十三条の二、第百三十三条の三及び第百三
三条の二の規定は、「第八十六条第一項」に改める部分に限る。」
（罰則の適用に関する経過措置）

第三十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定にあっては、当該規定。以下この条におい
て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例によ
ることとする。

附則 (令和元年五月一七日法律第二

六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施
行する。ただし、第百三条の二、第百三十三条の三及
び第百三十三条の二、第百三十三条の三及び第百三
三条の二の規定は、「第八十六条第一項」に改める部分に限る。」
（罰則の適用に関する経過措置）

第四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定にあっては、当該規定。以下この条におい
て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例によ
ることとする。

附則 (令和元年五月一七日法律第二

七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施
行する。ただし、第百三条の二、第百三十三条の三及
び第百三十三条の二、第百三十三条の三及び第百三
三条の二の規定は、「第八十六条第一項」に改める部分に限る。」
（罰則の適用に関する経過措置）

第四十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定にあっては、当該規定。以下この条におい
て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例によ
ることとする。

附則 (令和元年五月一七日法律第二

八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施
行する。

